

序章 計画案 6 頁 変更前

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年（2023）度から令和14年（2032）度までの10年間とする。

4. 計画策定の体制

大阪府教育委員会、学識経験者など様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）第11条第1項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定、平成25年11月に国の認定を受けた。

計画認定後は、「堺市歴史的風致維持向上協議会」に改組し（平成26年4月1日施行）、進捗管理・評価を実施した。さらに、令和3年度以降、第2期計画の検討・策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上協議会委員（令和4年4月1日現在）

役職	氏名	所属等
会長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授
副会長	宗田 好史	関西国際大学教授
委員	小浦 久子	神戸芸術工科大学大学院教授
	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構特別教授
	大阪府教育庁 文化財保護課長	
	堺市副市長（建築都市局担任）	
堺市副市長（文化観光局担任）		

序章 計画案 6 頁 変更後

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年（2023）度から令和14年（2032）度までの10年間とする。

4. 計画策定の体制

大阪府教育委員会、学識経験者など様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年5月23日法律第40号）第11条第1項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、「堺市歴史的風致維持向上計画」を策定、平成25年11月に国の認定を受けた。

計画認定後は、「堺市歴史的風致維持向上協議会」に改組し（平成26年4月1日施行）、進捗管理・評価を実施した。さらに、令和3年度以降、第2期計画の検討・策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上協議会委員（令和4年4月1日現在）

役職	氏名	所属等	専門	選任理由
会長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授	緑地計画学 景観計画	景観形成に 見識を有する
副会長	宗田 好史	関西国際大学教授	都市計画 環境デザイン	世界文化遺産に 見識を有する
委員	小浦 久子	神戸芸術工科大学大学院教授	都市計画 環境デザイン	文化財保護に 見識を有する
	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	建築史 都市文化論	観光産業に 見識を有する
	大阪府教育庁 文化財保護課長			
	堺市副市長（建築都市局担任）			
堺市副市長（文化観光局担任）				

3. 歴史的環境

(1) 歴史的背景

①古代（古墳時代まで）

堺の地に人が生活した痕跡は、今から 15,000 年ほど前の旧石器時代にさかのぼり、南花田遺跡では、当時使用していた石器が多く出土している。

また、縄文時代の遺跡には、石津川流域の台地の先端部に船尾西遺跡や小阪遺跡等があり、住居跡等の遺構から土器や石器が出土している。

弥生時代の遺跡には、和泉地域を代表する集落跡である四ッ池遺跡がある。石津川左岸に面した台地上に、弥生時代前期から後期にかけて長期間にわたり集落が営まれ、多数の住居跡、土器、石器が確認されている。集落の周囲には溝や河川がめぐらされ、その外側には方形周溝墓群が点在する。弥生時代の暮らしを知りうる重要な資料であり、平成元年（1989）に史跡に指定されている。また、浜寺昭和町・下田町・高尾付近・家原寺町付近・陶器北付近では銅鐸が出土しており、この地で農耕祭祀が行われていたことが推測される。

古墳時代には、大阪湾に面する台地上に百舌鳥古墳群が形成されている。4世紀末から5世紀後半にかけて、日本最大の仁徳天皇陵古墳をはじめとする、全長100mを超える大型の前方後円墳が次々と築造された。これらの大型古墳の周囲には、陪塚と呼ばれる規模の小さな前方後円墳や円墳、方墳が築かれている。規模の大小と、墳形の多様性により、古墳被葬者の階層性を示す貴重な古墳群であり、藤井寺市、羽曳野市に位置する古市古墳群とあわせて日本を代表する古墳群であり、現在19基の古墳が史跡に指定され、令和元年（2019）に「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として陵墓を含む23基（古市26基）が世界遺産に登録されている。

古墳時代の堺は大王墓の造営において非常に重要な地域であり、当時の最先端の土木技術を結集して巨大古墳が造営された。さらに、百舌鳥古墳群周辺では造営に関わった人々が暮らしていた集落が点在していたことが、土師遺跡等の発掘調査で確認されている。古墳の築造には、埴輪等を生産する専門集団である土師氏の関わりが指摘されており、百舌鳥古墳群の南側周辺地域には土師郷（現在の中区土師町）の地名が残されている。

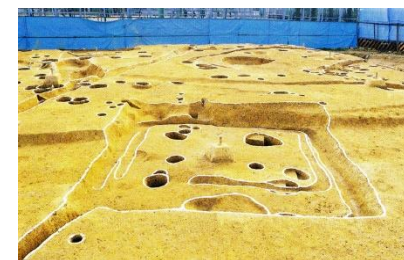
また、その他、美原区域においても5世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、昭和22年（1947）の発掘調査では、前方部中央の石室から24人分の甲冑をはじめ鉄製の武器や武具が大量



銅鐸
(浜寺昭和町出土)



百舌鳥古墳群



土師遺跡で確認した住居



黒姫山古墳

3. 歴史的環境

(1) 歴史的背景

①原始・古代（古墳時代まで）

原始

堺の地に人が生活した痕跡は、今から 15,000 年ほど前の旧石器時代にさかのぼり、南花田遺跡では、当時使用していた石器が多く出土している。

また、縄文時代の遺跡には、石津川流域の台地の先端部に船尾西遺跡や小阪遺跡等があり、住居跡等の遺構から土器や石器が出土している。

弥生時代の遺跡には、和泉地域を代表する集落跡である四ッ池遺跡がある。石津川左岸に面した台地上に、弥生時代前期から後期にかけて長期間にわたり集落が営まれ、多数の住居跡、土器、石器が確認されている。集落の周囲には溝や河川がめぐらされ、その外側には方形周溝墓群が点在する。弥生時代の暮らしを知りうる重要な資料であり、平成元年（1989）に史跡に指定されている。また、浜寺昭和町・下田町・高尾付近・家原寺町付近・陶器北付近では銅鐸が出土しており、この地で農耕祭祀が行われていたことが推測される。

古代（古墳時代）

古墳時代には、大阪湾に面する台地上に百舌鳥古墳群が形成されている。4世紀末から5世紀後半にかけて、日本最大の仁徳天皇陵古墳をはじめとする、全長100mを超える大型の前方後円墳が次々と築造された。これらの大型古墳の周囲には、陪塚と呼ばれる規模の小さな前方後円墳や円墳、方墳が築かれている。規模の大小と、墳形の多様性により、古墳被葬者の階層性を示す貴重な古墳群であり、藤井寺市、羽曳野市に位置する古市古墳群とあわせて日本を代表する古墳群であり、現在19基の古墳が史跡に指定され、令和元年（2019）に「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」として陵墓を含む23基（古市26基）が世界遺産に登録されている。

古墳時代の堺は大王墓の造営において非常に重要な地域であり、当時の最先端の土木技術を結集して巨大古墳が造営された。さらに、百舌鳥古墳群周辺では造営に関わった人々が暮らしていた集落が点在していたことが、土師遺跡等の発掘調査で確認されている。古墳の築造には、埴輪等を生産する専門集団である土師氏の関わりが指摘されており、百舌鳥古墳群の南側周辺地域には土師郷（現在の中区土師町）の地名が残されている。



銅鐸
(浜寺昭和町出土)



百舌鳥古墳群



土師遺跡で確認した住居



黒姫山古墳

第1章 計画案19頁 変更前

また、その他、美原区域においても5世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、昭和22年(1947)の発掘調査では、前方部中央の石室から24人分の甲冑をはじめ鉄製の武器や武具が大量に出土している。さらに、現在の泉北ニュータウンを中心とした泉北丘陵には、陶邑窯跡群が位置する。5世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、『日本書紀』においても「茅渟^{ちの} 県陶邑^{のあがたすえむら}」と記されている。朝鮮半島の技術を導入したこの焼き物生産は、当地において平安時代までの約500年続けられ、800基以上の窯が築かれた。日本国内において、これほど長期間にわたって生産が続けられ、かつ大規模な須恵器の生産地は他に例をみない。



陶邑窯跡群
(高蔵寺73号窯跡)

第1章 計画案19頁 変更後

また、その他、美原区域においても5世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、昭和22年(1947)の発掘調査では、前方部中央の石室から24人分の甲冑をはじめ鉄製の武器や武具が大量に出土している。さらに、現在の泉北ニュータウンを中心とした泉北丘陵には、陶邑窯跡群が位置する。5世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、『日本書紀』においても「茅渟^{ちの} 県陶邑^{のあがたすえむら}」と記されている。朝鮮半島の技術を導入したこの焼き物生産は、当地において平安時代までの約500年続けられ、800基以上の窯が築かれた。日本国内において、これほど長期間にわたって生産が続けられ、かつ大規模な須恵器の生産地は他に例をみない。



陶邑窯跡群
(高蔵寺73号窯跡)

古代
(古墳時代まで)

【台地】

- ・15,000年ほど前、堺の地に人が生活した痕跡(南花田遺跡)
- ・縄文時代の遺跡(船尾西遺跡・小阪遺跡)
- ・弥生時代における農耕祭祀(四ッ池遺跡)
- ・大阪湾に臨む台地端部において、仁徳天皇陵古墳など多くの古墳が築造(百舌鳥古墳群)
- ・百舌鳥古墳群の造営に関わる集団の定住(土師遺跡)
- ・黒姫山古墳の築造

【丘陵地】

- ・陶器生産のルーツといわれる須恵器の生産の始まり(陶邑窯跡群)



原始・古代
(古墳時代まで)

【台地】

- ・15,000年ほど前、堺の地に人が生活した痕跡(南花田遺跡)
- ・縄文時代の遺跡(船尾西遺跡・小阪遺跡)
- ・弥生時代における農耕祭祀(四ッ池遺跡)
- ・大阪湾に臨む台地端部において、仁徳天皇陵古墳など多くの古墳が築造(百舌鳥古墳群)
- ・百舌鳥古墳群の造営に関わる集団の定住(土師遺跡)
- ・黒姫山古墳の築造

【丘陵地】

- ・陶器生産のルーツといわれる須恵器の生産の始まり(陶邑窯跡群)



4. 文化財等の分布状況

(1) 文化財

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が36件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が31件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が53件である。

各分野にわたり古墳時代から近代まで多種多様な文化財の指定が行われているが、国の指定文化財のうち、建造物では国宝桜井神社拝殿をはじめとして11件、美術工芸品では重要文化財大安寺本堂内四室にわたって描かれた本堂障壁画等17件、また記念物では古墳を中心に史跡等8件が指定されている。その他、登録有形文化財（建造物）が64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が1件、選定保存技術（保持者）が1件あり、合計191件となっている。

堺市の指定等文化財（令和4年2月25日現在）

種別	国			大阪府		堺市	合計		
	指定	登録・選定・選択	登録有形文化財	条例指定	規則指定	指定			
有形文化財	建造物	国宝	重要文化財	登録有形文化財	2	2	9	88	
		1	10	64					
	美術工芸品	絵画	国宝	重要文化財	登録有形文化財	4	0	9	20
		彫刻	0	7	0	6	1	9	17
		工芸品	0	1	0	2	0	1	9
		書跡・典籍・古文書	0	6	0	1	0	8	10
		考古資料	0	1	0	1	0	6	9
		歴史資料	0	2	0	0	0	5	5
無形文化財		重要無形文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財		重要有形民俗文化財	登録有形民俗文化財	0	0	0	0	
	無形の民俗文化財		重要無形民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2	0	1	4	
記念物	遺跡	特別史跡	史跡	登録記念物	5	2	3	16	
	名勝地	0	6	0	1	0	2	4	
	動物・植物・地質・鉱物	特別天然記念物	天然記念物	登録記念物	7	0	0	8	
文化的景観			重要文化的景観				0		
伝統的建造物群			重要伝統的建造物群保存地区			0	0		
文化財の保存技術			選定保存技術				1		
合計	1	35	66	31	5	53	191		

4. 文化財等の分布状況

(1) 文化財

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が36件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が31件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が55件である。

各分野にわたり古墳時代から近代まで多種多様な文化財の指定が行われているが、国の指定文化財のうち、建造物では国宝桜井神社拝殿をはじめとして11件、美術工芸品では重要文化財大安寺本堂内四室にわたって描かれた本堂障壁画等17件、また記念物では古墳を中心に史跡等8件が指定されている。その他、登録有形文化財（建造物）が64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が1件、選定保存技術（保持者）が1件あり、合計192件となっている。

堺市の指定等文化財（令和4年12月16日現在）

種別	国			大阪府		堺市	合計		
	指定・選定	登録	登録有形文化財	条例指定	規則指定	指定			
有形文化財	建造物	国宝	重要文化財	登録有形文化財	2	2	9	88	
		1	10	64					
	美術工芸品	絵画	国宝	重要文化財	登録有形文化財	4	0	9	20
		彫刻	0	7	0	6	1	9	17
		工芸品	0	1	0	2	0	1	9
		書跡・典籍・古文書	0	6	0	1	0	8	10
		考古資料	0	1	0	1	0	6	9
		歴史資料	0	2	0	0	0	5	5
民俗文化財		重要無形民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	0	2	0	2	4	
記念物	遺跡	特別史跡	史跡	登録記念物	5	2	4	17	
	名勝地	0	6	0	1	0	2	4	
	動物・植物・地質・鉱物	特別天然記念物	天然記念物	登録記念物	7	0	0	8	
文化財の保存技術		選定保存技術					1		
合計	1	36	64	31	5	55	192		

※記録選択

国	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1
---	-----------------------	---

1) 歴史上価値の高い建造物

○古代を起源とする歴史上価値の高い建造物

古代を起源とする建造物として、百舌鳥古墳群をはじめとする古墳が7件、窯跡が2件、寺院跡・寺院境内等の寺院関連遺構が3件、集落遺構が1件の合計13件が挙げられる。

百舌鳥古墳群

現存する古墳のうち、19基が史跡百舌鳥古墳群として指定され、陵墓を含む23基が「百舌鳥・古市古墳—古代日本の墳墓群—」の構成資産として世界遺産に登録されている。塚廻古墳（史跡・世界遺産）、収塚古墳（史跡・世界遺産）、丸保山古墳（史跡・世界遺産）は、仁徳天皇陵古墳の陪塚とされている。塚廻古墳は5世紀中頃の築造とされる円墳である。発掘調査では木棺の中から刀剣と共に勾玉等の大量の玉類が出土した。収塚古墳は5世紀中頃の築造とされる前方後円墳であり、発掘調査により濠から円筒埴輪、蓋形埴輪、須恵器等が出土している。丸保山古墳は、短い前方部を南に向けた5世紀中頃の築造とされる前方後円墳で、周囲には濠が巡っていた。長塚古墳（史跡・世界遺産）は、5世紀中頃から後半の築造とされる前方後円墳である。古墳の周囲には濠が巡っていた。乳岡古墳（史跡）は、百舌鳥古墳群の南西部に築かれた全長155mの前方後円墳である。長持形石棺の型式や出土遺物の年代観から4世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群で最も古い大型前方後円墳である。文珠塚古墳（史跡）は、前方部を西に向けた前方後円墳である。古墳の周囲に濠はなく、後円部側のみに掘割のような溝が設けられていた。いたすけ古墳（史跡・世界遺産）は、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する前方後円墳であり、墳丘の形や埴輪の状況から5世紀前半の築造とされる。この他に12基の古墳が指定されている。

黒姫山古墳（史跡）

黒姫山古墳は、全長114mの前方後円墳である。甲冑をはじめ大量の鉄製武具や武器が出土したことから、5世紀中頃にこの地域で勢力を誇っていた丹比氏の墓とされている。

御坊山古墳（府指定史跡）

6世紀の群集墳である陶器千塚で唯一の前方後円墳であり、盟主墳に位置付けられる。また、陶器千塚29号墳は、横穴式木芯粘土室という特異な埋葬施設の中に、須恵器円筒棺をおさめていた。陶器窯跡群との密接な関係を示す古墳であることから、出土資料は市指定有形文化財となっている。また、陶器窯跡群内において、須恵器工人との関わりを示す古墳に、牛石古墳群がある。横穴式石室を主体とした群集墳であり、現在も南区の西原公園内には、牛石古墳（未指定）が残されている。



塚廻古墳



丸保山古墳



乳岡古墳



文珠塚古墳



黒姫山古墳



御坊山古墳

1) 記念物（遺跡等）と有形文化財（建造物）

○原始・古代を起源とする文化財建造物等

古代を起源とする建造物として、百舌鳥古墳群をはじめとする古墳が7件、窯跡が2件、寺院跡・寺院境内等の寺院関連遺構が3件、集落遺構が1件の合計13件が挙げられる。

百舌鳥古墳群

現存する古墳のうち、19基が史跡百舌鳥古墳群として指定され、陵墓を含む23基が「百舌鳥・古市古墳—古代日本の墳墓群—」の構成資産として世界遺産に登録されている。塚廻古墳（史跡・世界遺産構成資産）、収塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）、丸保山古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、仁徳天皇陵古墳の陪塚とされている。塚廻古墳は5世紀中頃の築造とされる円墳である。発掘調査では木棺の中から刀剣と共に勾玉等の大量の玉類が出土した。収塚古墳は5世紀中頃の築造とされる前方後円墳であり、発掘調査により濠から円筒埴輪、蓋形埴輪、須恵器等が出土している。丸保山古墳は、短い前方部を南に向けた5世紀中頃の築造とされる前方後円墳で、周囲には濠が巡っていた。長塚古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、5世紀中頃から後半の築造とされる前方後円墳である。古墳の周囲には濠が巡っていた。乳岡古墳（史跡）は、百舌鳥古墳群の南西部に築かれた全長155mの前方後円墳である。長持形石棺の型式や出土遺物の年代観から4世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群で最も古い大型前方後円墳である。文珠塚古墳（史跡）は、前方部を西に向けた前方後円墳である。古墳の周囲に濠はなく、後円部側のみに掘割のような溝が設けられていた。いたすけ古墳（史跡・世界遺産構成資産）は、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する前方後円墳であり、墳丘の形や埴輪の状況から5世紀前半の築造とされる。この他に12基の古墳が指定されている。

黒姫山古墳（史跡）

黒姫山古墳は、全長114mの前方後円墳である。甲冑をはじめ大量の鉄製武具や武器が出土したことから、5世紀中頃にこの地域で勢力を誇っていた丹比氏の墓とされている。

御坊山古墳（府指定史跡）

6世紀の群集墳である陶器千塚で唯一の前方後円墳であり、盟主墳に位置付けられる。また、陶器千塚29号墳は、横穴式木芯粘土室という特異な埋葬施設の中に、須恵器円筒棺をおさめていた。陶器窯跡群との密接な関係を示す古墳であることから、出土資料は市指定有形文化財となっている。また、陶器窯跡群内において、須恵器工人との関わりを示す古墳に、牛石古墳群がある。横穴式石室を主体とした群集墳であり、現在も南区の西原公園内には、牛石



塚廻古墳



丸保山古墳



乳岡古墳



文珠塚古墳



黒姫山古墳



御坊山古墳

第1章 計画案 34頁 変更前

○中世を起源とする歴史上価値の高い建造物

桜井神社拝殿（国宝）

延喜式内社で、拝殿は建築様式やその技法から鎌倉時代の建築で、現存する拝殿建築のなかでも最も古いもののうちの一つである。

法道寺食堂、多宝塔（重要文化財）

寺伝によれば7世紀の中頃に空鉢（法道）仙人が開いたとされる高野山真言宗の寺院である。古くは長福寺といい、多くの寺坊があった。食堂（重要文化財）は、鎌倉時代後期に建築されたもので、大阪府下では河内長野市の金剛寺とこの建物のわずかに2棟があるだけの貴重な建造物である。多宝塔（重要文化財）は、屋根に葺かされている丸瓦に、多宝塔の瓦を正平23年（1368）に作ったという銘文があり、南北朝時代中期の建造物である。

日部神社本殿、石燈籠（重要文化財）

草部集落の北に位置し、延喜式内社である。本殿は、建築様式や技法、また本殿前にあった石燈籠に正平24年（1369）の製作年代が刻まれていることなどから、南北朝時代の建造物である。

多治速比売神社本殿（重要文化財）

多治速比売神社は、泉北ニュータウンの一面に位置し、梅林で有名な荒山公園に隣接している。延喜式内社である。本殿は、天文10年（1541）に建築され、大阪府下の神社本殿の特色である装飾性豊かな建築をよく表している。

旧浄土寺九重塔（重要文化財）

元は大阪府南河内郡千早赤阪村小吹に明治初年まで所在した浄土寺にあった石塔で、現在は、博物館の茶室庭園黄梅庵の前に設置されている。台石の正面には「嘉元二二（四）年丙午」（1306）の年号が刻まれており、この年に製作されたものである。

家原寺石造板碑（府指定有形文化財）

元は家原寺の墓地内に建てられていたものであり、中央部には梵字と南無阿弥陀仏の文字を大きく刻み、その脇には「天文廿年辛亥二月十五日 願主敬白 家原寺」と彫られている。また下部には多数の人名等の他、神野、家原、下田、毛穴、平岡、中深井、北深井、南深井等の地名が刻まれており、中世の信仰とその組織を伝える貴重な板碑である。



桜井神社拝殿



法道寺多宝塔



日部神社本殿



多治速比売神社本殿



旧浄土寺九重塔

第1章 計画案 34頁 変更後

○中世を起源とする文化財建造物等

桜井神社拝殿（国宝）

延喜式内社で、拝殿は建築様式やその技法から鎌倉時代の建築で、現存する拝殿建築のなかでも最も古いもののうちの一つである。

法道寺食堂、多宝塔（重要文化財）

寺伝によれば7世紀の中頃に空鉢（法道）仙人が開いたとされる高野山真言宗の寺院である。古くは長福寺といい、多くの寺坊があった。食堂（重要文化財）は、鎌倉時代後期に建築されたもので、大阪府下では河内長野市の金剛寺とこの建物のわずかに2棟があるだけの貴重な建造物である。多宝塔（重要文化財）は、屋根に葺かされている丸瓦に、多宝塔の瓦を正平23年（1368）に作ったという銘文があり、南北朝時代中期の建造物である。

日部神社本殿、石燈籠（重要文化財）

草部集落の北に位置し、延喜式内社である。本殿は、建築様式や技法、また本殿前にあった石燈籠に正平24年（1369）の製作年代が刻まれていることなどから、南北朝時代の建造物である。

多治速比売神社本殿（重要文化財）

多治速比売神社は、泉北ニュータウンの一面に位置し、梅林で有名な荒山公園に隣接している。延喜式内社である。本殿は、天文10年（1541）に建築され、大阪府下の神社本殿の特色である装飾性豊かな建築をよく表している。

旧浄土寺九重塔（重要文化財）

元は大阪府南河内郡千早赤阪村小吹に明治初年まで所在した浄土寺にあった石塔で、現在は、博物館の茶室庭園黄梅庵の前に設置されている。台石の正面には「嘉元二二（四）年丙午」（1306）の年号が刻まれており、この年に製作されたものである。

家原寺石造板碑（府指定有形文化財）

元は家原寺の墓地内に建てられていたものであり、中央部には梵字と南無阿弥陀仏の文字を大きく刻み、その脇には「天文廿年辛亥二月十五日 願主敬白 家原寺」と彫られている。また下部には多数の人名等の他、神野、家原、下田、毛穴、平岡、中深井、北深井、南深井等の地名が刻まれており、中世の信仰とその組織を伝える貴重な板碑である。



法道寺多宝塔



日部神社本殿



多治速比売神社本殿



旧浄土寺九重塔

第1章 計画案 35 頁 変更前

○近世を起源とする歴史上価値の高い建造物

大安寺本堂（重要文化財）

応永元年（1394）に徳秀士蔭を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。本堂は、堺の豪商納屋助左右衛門等の居宅を移したもので言い伝えもある。屋根瓦の刻銘や部材の墨書から、天和3年（1683）に現在地において、17世紀前半に建築された建物の部材の大半を再利用しながら、規模を拡張して現在地に建築したものである。

海会寺本堂、庫裏（重要文化財）

元弘2年（1332）に乾峯土曇を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。慶長20年（1615）以前は開口神社付近にあり、現在も「海会寺金龍井」という井戸が残る。大坂夏の陣で伽藍を焼失し、現在地に移転し再建された。本堂の内部は一室で、仏間にかかる虹梁の彫刻や臺股の形は17世紀初め頃の特徴を良く表している。元文5年（1740）に、本堂と庫裏の屋根を一つの大きな入母屋造とする大規模な改造が行われている。

南宗寺仏殿、山門（重要文化財）

弘治3年（1557）三好長慶が父元長の菩提を弔うために大林宗套を迎え、開山とした臨済宗大徳寺派の寺院である。仏殿は、承応2年（1653）の建築で、禅宗建築の技法を用いた大阪府下では唯一の仏殿建築である。山門は「甘露門」と名付けられ、垂木を扇状に並べる禅宗建築の技法がみられる正保4年（1647）の建築物である。唐門も江戸時代前期に建築されている。

山口家住宅（重要文化財）

本市の北部、堺区錦之町に所在している。山口家は市街地に隣接する北庄村の庄屋を代々勤めた家系である。主屋は慶長20年（1615）、大坂夏の陣の戦火により市街地が全焼した直後に建築された建物である。

菅原神社楼門（府指定有形文化財）

菅原神社は長徳3年（997）創建と伝えられ天神社とも呼ばれてきた。楼門は鉄砲鍛冶の榎並屋勘左衛門の寄進により延宝5年（1677）に建築されたと伝えられる。

井上関右衛門家住宅（市指定有形文化財）

「鉄砲鍛冶屋敷」の名で知られている江戸時代から続く堺の鉄砲鍛冶井上関右衛門の居宅と作業場兼店舗である。江戸時代前期に建築されたもので、全国的にも数少ない近世初期の小規模の町家建築である。令和2年（2018）度から保存修理工事を行っており、令和5年（2023）度に「（仮称）堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」（堺市立町家歴史館）として公開する予定である。（※近代以降の「鉄砲」と区別するため、江戸時



大安寺本堂



海会寺本堂及び庫裏



南宗寺仏殿



山口家住宅



菅原神社楼門

第1章 計画案 35 頁 変更後

○近世を起源とする文化財建造物等

大安寺本堂（重要文化財）

応永元年（1394）に徳秀士蔭を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。本堂は、堺の豪商納屋助左右衛門等の居宅を移したもので言い伝えもある。屋根瓦の刻銘や部材の墨書から、天和3年（1683）に現在地において、17世紀前半に建築された建物の部材の大半を再利用しながら、規模を拡張して現在地に建築したものである。

海会寺本堂、庫裏（重要文化財）

元弘2年（1332）に乾峯土曇を開山として創建された臨済宗東福寺派の寺院である。慶長20年（1615）以前は開口神社付近にあり、現在も「海会寺金龍井」という井戸が残る。大坂夏の陣で伽藍を焼失し、現在地に移転し再建された。本堂の内部は一室で、仏間にかかる虹梁の彫刻や臺股の形は17世紀初め頃の特徴を良く表している。元文5年（1740）に、本堂と庫裏の屋根を一つの大きな入母屋造とする大規模な改造が行われている。

南宗寺仏殿、山門（重要文化財）

弘治3年（1557）三好長慶が父元長の菩提を弔うために大林宗套を迎え、開山とした臨済宗大徳寺派の寺院である。仏殿は、承応2年（1653）の建築で、禅宗建築の技法を用いた大阪府下では唯一の仏殿建築である。山門は「甘露門」と名付けられ、垂木を扇状に並べる禅宗建築の技法がみられる正保4年（1647）の建築物である。唐門も江戸時代前期に建築されている。

山口家住宅（重要文化財）

本市の北部、堺区錦之町に所在している。山口家は市街地に隣接する北庄村の庄屋を代々勤めた家系である。主屋は慶長20年（1615）、大坂夏の陣の戦火により市街地が全焼した直後に建築された建物である。

菅原神社楼門（府指定有形文化財）

菅原神社は長徳3年（997）創建と伝えられ天神社とも呼ばれてきた。楼門は鉄砲鍛冶の榎並屋勘左衛門の寄進により延宝5年（1677）に建築されたと伝えられる。

井上関右衛門家住宅（市指定有形文化財）

「鉄砲鍛冶屋敷」の名で知られている江戸時代から続く堺の鉄砲鍛冶井上関右衛門の居宅と作業場兼店舗である。江戸時代前期に建築されたもので、全国的にも数少ない近世初期の小規模の町家建築である。令和2年（2018）度から保存修理工事を行っており、令和5年（2023）度に「（仮称）堺鉄砲鍛冶屋敷ミュージアム」（堺市立町家歴史館）として公開する予定である。（※近代以降の「鉄砲」と区別するため、江戸時



大安寺本堂



海会寺本堂及び庫裏



南宗寺仏殿



山口家住宅



菅原神社楼門

○近代を起源とする歴史上価値の高い建造物

さかのうえ
阪之上家住宅（登録有形文化財）

大正7年（1918）頃から浜寺土地株式会社が分譲した海浜別荘地に所在する住宅である。この洋館は、大正10年（1921）頃に計画されながら実現されることのなかった浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築されたものといわれている。

おうみぎし
近江岸家住宅（登録有形文化財）

浜寺に所在する木造2階建ての住宅で、昭和9年（1934）にウイリアム・ヴォーリズによって設計され、翌年竣工したスパニッシュスタイルの住宅である。

南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎（登録有形文化財）

明治40年（1907）に辰野片岡事務所で設計及び監督されたことが数々の資料から知られており、明治時代に建築された数少ない現役駅舎としても貴重な建物である。木造平屋建のハーフティンバー様式の美しい駅舎は、浜寺公園・海水浴場等の海浜リゾート地の玄関口として、また高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた建築物である。

さかいとうだい
旧堺燈台（史跡）

旧堺燈台は南海本線堺駅の西約1km、堺旧港の突端に位置する明治10年（1877）に建築された建物である。現地に現存する木造洋式灯台としては、わが国で最も古いものの一つである。近年老朽化が著しかったため、平成13年（2001）度から18年（2006）度まで保存修理工事が行われた。

しんあん
伸庵（登録有形文化財）

数奇屋普請の名匠といわれたおうぎろどう仰木魯堂が粋をこらして昭和4年（1929）に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを、昭和55年（1980）に福助株式会社から寄贈され、移築したものである。建物は茶室を含めて10室の和室をもつ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができる。現在立礼席りゅうれいが設けられ、気軽に抹茶を楽しむことができる。

おうばいあん
黄梅庵（登録有形文化財）

奈良県橿原市今井町の豊田家住宅（重要文化財）にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和にわたる茶道の四天王の一人とされた故松永安左エ門やすざえもん翁（耳庵）おうじあんが譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、昭和55年（1980）に遺族から寄贈され移築したものである。



近江岸家住宅



南海電気鉄道
南海本線
浜寺公園駅駅舎



旧堺燈台



伸庵

○近代を起源とする文化財建造物等

さかのうえ
阪之上家住宅（登録有形文化財）

大正7年（1918）頃から浜寺土地株式会社が分譲した海浜別荘地に所在する住宅である。この洋館は、大正10年（1921）頃に計画されながら実現されることのなかった浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築されたものといわれている。

おうみぎし
近江岸家住宅（登録有形文化財）

浜寺に所在する木造2階建ての住宅で、昭和9年（1934）にウイリアム・ヴォーリズによって設計され、翌年竣工したスパニッシュスタイルの住宅である。

南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎（登録有形文化財）

明治40年（1907）に辰野片岡事務所で設計及び監督されたことが数々の資料から知られており、明治時代に建築された数少ない現役駅舎としても貴重な建物である。木造平屋建のハーフティンバー様式の美しい駅舎は、浜寺公園・海水浴場等の海浜リゾート地の玄関口として、また高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた建築物である。

さかいとうだい
旧堺燈台（史跡）

旧堺燈台は南海本線堺駅の西約1km、堺旧港の突端に位置する明治10年（1877）に建築された建物である。現地に現存する木造洋式灯台としては、わが国で最も古いものの一つである。近年老朽化が著しかったため、平成13年（2001）度から18年（2006）度まで保存修理工事が行われた。

しんあん
伸庵（登録有形文化財）

数奇屋普請の名匠といわれたおうぎろどう仰木魯堂が粋をこらして昭和4年（1929）に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを、昭和55年（1980）に福助株式会社から寄贈され、移築したものである。建物は茶室を含めて10室の和室をもつ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができる。現在立礼席りゅうれいが設けられ、気軽に抹茶を楽しむことができる。

おうばいあん
黄梅庵（登録有形文化財）

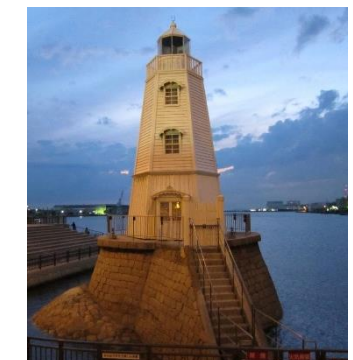
奈良県橿原市今井町の豊田家住宅（重要文化財）にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和にわたる茶道の四天王の一人とされた故松永安左エ門やすざえもん翁（耳庵）おうじあんが譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、昭和55年（1980）に遺族から寄贈され移築したものである。



近江岸家住宅



南海電気鉄道
南海本線
浜寺公園駅駅舎



旧堺燈台



伸庵

第1章 計画案 38頁 変更前

歴史上価値の高い建造物

時代	種別	名称	所在地	所有者	指定等
古代を起源とする文化財建造物等	史跡	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳・長塚古墳 収塚古墳・塚廻古墳 文珠塚古墳・丸保山古墳 乳岡古墳・御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳 鏡塚古墳・善右エ門山古墳 銭塚古墳・グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳・寺山南山古墳 七観音古墳・御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠		国・堺市・大阪府・個人	史跡
	史跡	竜佐山古墳周濠	堺区大仙中町	堺市	市指定史跡
	史跡	永山古墳周濠	堺区東永山園	堺市	市指定史跡
	史跡	孫太夫山古墳前方部および周濠	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	市指定史跡
	史跡	黒姫山古墳	美原区黒山 302 ほか	国、堺市、個人ほか	史跡
	史跡	御坊山古墳	中区辻之	堺市	府指定史跡
	史跡	塔塚古墳	西区浜寺元町	個人	府指定史跡
	史跡	土塔	中区土塔町 1 ほか	大阪府、堺市	史跡
	史跡	家原寺境内	西区家原寺町	家原寺	府規則指定史跡
	史跡	丹比廃寺塔跡	美原区多治井	国	府指定史跡
	史跡	高蔵寺 73 号窯、74 号窯跡	南区宮山台	堺市	府指定史跡
	史跡	陶器山古代窯跡	南区岩室	個人	府規則指定史跡
	史跡	四ツ池遺跡	西区浜寺船尾町西 ほか	国、堺市他	史跡
中世を起源とする文化財建造物等	建造物	桜井神社拝殿	南区片蔵	桜井神社	国宝
	建造物	日部神社本殿	西区草部	日部神社	重要文化財
	建造物	多治速比売神社本殿	南区宮山台	多治速比売神社	重要文化財
	建造物	法道寺食堂	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	建造物	法道寺多宝塔	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	建造物	旧浄土寺九重塔	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	重要文化財
	建造物	家原寺石造板碑	西区家原寺町	家原寺	府指定有形文化財
近世を起源とする文化財建造物等	建造物	大安寺本堂	堺区南旅籠町東	大安寺	重要文化財
	建造物	海会寺本堂、庫裏及び門廊	堺区南旅籠町東	海会寺	重要文化財
	建造物	南宗寺 仏殿・山門・唐門	堺区南旅籠町東	南宗寺	重要文化財
	名勝	南宗寺庭園	堺区南旅籠町東	南宗寺	名勝
	建造物	山口家住宅	堺区錦之町東	堺市	重要文化財
	建造物	高林家住宅	北区百舌鳥赤畑町	個人	重要文化財
	建造物	片桐棲龍堂	堺区西湊町	個人	登録有形文化財
	建造物	清学院	堺区北旅籠町西	堺市	登録有形文化財
	建造物	兒山家住宅	中区陶器北	個人	登録有形文化財
	建造物	霜野家住宅（土塔庵）	中区土塔町	個人	登録有形文化財
	建造物	小谷城郷土館	南区豊田	小谷城郷土館	登録有形文化財
	建造物	菅原神社楼門	堺区戎之町東	菅原神社	府指定有形文化財

第1章 計画案 38頁 変更後

記念物（遺跡等）と有形文化財（建造物）一覧表

時代	名称	所在地	所有者	指定等	
原始・古代を起源とする文化財建造物等	百舌鳥古墳群 いたすけ古墳・長塚古墳 収塚古墳・塚廻古墳 文珠塚古墳・丸保山古墳 乳岡古墳・御廟表塚古墳 ドンチャ山古墳・正楽寺山古墳 鏡塚古墳・善右エ門山古墳 銭塚古墳・グワシヨウ坊古墳 旗塚古墳・寺山南山古墳 七観音古墳・御廟山古墳内濠 ニサンザイ古墳内濠		国・堺市・大阪府・個人	史跡	
	竜佐山古墳周濠	堺区大仙中町	堺市	市指定史跡	
	永山古墳周濠	堺区東永山園	堺市	市指定史跡	
	孫太夫山古墳前方部および周濠	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	市指定史跡	
	黒姫山古墳	美原区黒山 302 ほか	国、堺市、個人ほか	史跡	
	御坊山古墳	中区辻之	堺市	府指定史跡	
	塔塚古墳	西区浜寺元町	個人	府指定史跡	
	土塔	中区土塔町 1 ほか	大阪府、堺市	史跡	
	家原寺境内	西区家原寺町	家原寺	府規則指定史跡	
	丹比廃寺塔跡	美原区多治井	国	府指定史跡	
	高蔵寺 73 号窯、74 号窯跡	南区宮山台	堺市	府指定史跡	
	陶器山古代窯跡	南区岩室	個人	府規則指定史跡	
	四ツ池遺跡	西区浜寺船尾町西 ほか	国、堺市他	史跡	
中世を起源とする文化財建造物等	桜井神社拝殿	南区片蔵	桜井神社	国宝	
	日部神社本殿	西区草部	日部神社	重要文化財	
	多治速比売神社本殿	南区宮山台	多治速比売神社	重要文化財	
	法道寺食堂	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財	
	法道寺多宝塔	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財	
	旧浄土寺九重塔	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	重要文化財	
	家原寺石造板碑	西区家原寺町	家原寺	府指定有形文化財	
	北村古墳（陶器城跡）	中区陶器北	個人	市指定史跡	
	近世を起源とする文化財建造物等	大安寺本堂	堺区南旅籠町東	大安寺	重要文化財
		海会寺本堂、庫裏及び門廊	堺区南旅籠町東	海会寺	重要文化財
南宗寺 仏殿・山門・唐門		堺区南旅籠町東	南宗寺	重要文化財	
南宗寺庭園		堺区南旅籠町東	南宗寺	名勝	
山口家住宅		堺区錦之町東	堺市	重要文化財	
高林家住宅		北区百舌鳥赤畑町	個人	重要文化財	
片桐棲龍堂		堺区西湊町	個人	登録有形文化財	
清学院		堺区北旅籠町西	堺市	登録有形文化財	
兒山家住宅		中区陶器北	個人	登録有形文化財	
霜野家住宅（土塔庵）		中区土塔町	個人	登録有形文化財	
小谷城郷土館	南区豊田	小谷城郷土館	登録有形文化財		

第1章 計画案 39頁 変更前

	建造物	菅原神社楼門	堺区戎之町東	菅原神社	府指定有形文化財
	名勝	祥雲寺庭園	堺区大町東	祥雲寺	府指定名勝文化財
	建造物	日部神社神門	西区草部	日部神社	市指定有形文化財
	建造物	石津太神社	西区浜寺石津町中	石津太神社	市指定有形文化財
	建造物	愛染院本堂	北区藏前町	愛染院	市指定有形文化財
	建造物	菅生神社本殿	美原区菅生	菅生神社	市指定有形文化財
	建造物	井上関右衛門家住宅	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財
	名勝	片桐棲龍堂庭園	堺区西湊町	個人	市指定名勝
	名勝	妙國寺庭園	堺区材木町東	妙國寺	市指定名勝
	建造物	本願寺堺別院	堺区新明町	本願寺堺別院	市指定有形文化財
	建造物	小谷家住宅	南区豊田	個人	登録有形文化財
	建造物	西井家住宅	東区北野田	個人	登録有形文化財
	建造物	筒井家住宅	北区中百舌鳥町	個人	登録有形文化財
	建造物	旧十八屋（櫻館）	堺区桜之町西	個人	登録有形文化財
近代を起源とする文化財建造物等	建造物	大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）	堺区南三国ヶ丘町	大阪府	登録有形文化財
	建造物	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町	堺市	登録有形文化財
	建造物	阪之上家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	建造物	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町	個人	登録有形文化財
	建造物	浅香山病院	堺区今池町	浅香山病院	登録有形文化財
	建造物	近江岸家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	建造物	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅駅舎	西区浜寺公園町	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	建造物	南海電気鉄道株式会社 南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	西区浜寺諏訪森町西	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	史跡	土佐十一烈士墓	堺区宿屋町東	堺市	史跡
	史跡	旧堺燈台	堺区大浜北町	国、大阪府、堺市	史跡
	史跡	堺県庁跡	堺区神明町東	本願寺堺別院	府指定史跡
	建造物	堺市茶室（伸庵・黄梅庵）	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	登録有形文化財
	建造物	旧丹治商会	堺区永代町	(株)田中浚渫工業	登録有形文化財
	建造物	小倉家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財

第1章 計画案 39頁 変更後

	菅原神社楼門	堺区戎之町東	菅原神社	府指定有形文化財
	祥雲寺庭園	堺区大町東	祥雲寺	府指定名勝文化財
	日部神社神門	西区草部	日部神社	市指定有形文化財
	石津太神社	西区浜寺石津町中	石津太神社	市指定有形文化財
	愛染院本堂	北区藏前町	愛染院	市指定有形文化財
	菅生神社本殿	美原区菅生	菅生神社	市指定有形文化財
	井上関右衛門家住宅	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財
	片桐棲龍堂庭園	堺区西湊町	個人	市指定名勝
	妙國寺庭園	堺区材木町東	妙國寺	市指定名勝
	本願寺堺別院	堺区新明町	本願寺堺別院	市指定有形文化財
	小谷家住宅	南区豊田	個人	登録有形文化財
	西井家住宅	東区北野田	個人	登録有形文化財
	筒井家住宅	北区中百舌鳥町	個人	登録有形文化財
	旧十八屋（櫻館）	堺区桜之町西	個人	登録有形文化財
近代を起源とする文化財建造物等	大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）	堺区南三国ヶ丘町	大阪府	登録有形文化財
	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町	堺市	登録有形文化財
	阪之上家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町	個人	登録有形文化財
	浅香山病院	堺区今池町	浅香山病院	登録有形文化財
	近江岸家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅駅舎	西区浜寺公園町	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	南海電気鉄道株式会社 南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	西区浜寺諏訪森町西	南海電気鉄道(株)	登録有形文化財
	土佐十一烈士墓	堺区宿屋町東	堺市	史跡
	旧堺燈台	堺区大浜北町	国、大阪府、堺市	史跡
	堺県庁跡	堺区神明町東	本願寺堺別院	府指定史跡
	堺市茶室（伸庵・黄梅庵）	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	登録有形文化財
	旧丹治商会	堺区永代町	(株)田中浚渫工業	登録有形文化財
	小倉家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財

※指定・登録の詳細は巻末資料を参照

(令和4年12月現在)

第1章 計画案41頁 変更前

2) 有形文化財(美術工芸品)と記念物(名勝・天然記念物)

指定等の有形文化財 94 件のうち、建造物を除く美術工芸品の指定物件は 70 件であり、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍・古文書、考古資料、歴史資料と様々な分野にわたる。

絵画では、大安寺本堂(重要文化財)内四室にわたって描かれている障壁画(重要文化財)は 17 世紀前半の狩野派の作者によるもので、桃山時代から江戸時代初期の堺の反映を伝える資料として大変貴重なものである。また、開口神社の紙本著色大寺縁起(重要文化財)は元禄3年(1690)の作品であり、慶長20年(1615)の大坂夏の陣で甚大な被害を被った堺が復興した際の象徴的な作品である。住吉祭礼図屏風(市指定有形文化財)は住吉大社夏越の祓神事に際し、住吉社祭神が神輿に乗り、宿院頓宮へ渡ってこられる様子を描いた屏風で、絵画資料としてだけでなく、中世から近世初め頃の堺の有様を具体的に伝えてくれる歴史資料としても重要な作品である。この他に、法道寺の絹本著色十六羅漢像(重要文化財)、高倉寺の法起菩薩曼荼羅図(府指定有形文化財)、報恩寺の光明本尊(市指定有形文化財)等がある。

彫刻では、百舌鳥赤畑町の円通寺に伝来していた木造観音菩薩立像(重要文化財)や、常安寺に伝わる平安時代の梵天像(府指定有形文化財)、中仙寺の牛頭天王坐像、愛染院の観音菩薩立像(市指定有形文化財)、法道寺の金剛力士像(市指定有形文化財)、興源寺の不動明王立像(市指定有形文化財)、平松寺の薬師如来坐像(市指定有形文化財)等がある。

工芸品では、日本最長の火縄銃である慶長大火縄銃(府指定有形文化財)、江戸初期の堺復興に係る歴史的状況を示す記念碑的資料である本願寺堺別院の梵鐘(市指定有形文化財)等がある。

書籍・典籍・古文書では、鎌倉時代から江戸時代に至る開口神社と神宮寺である念仏寺関係の古文書である、開口神社文書(府指定有形文化財)や、妙國寺開祖日珧の行状記録である己行記(市指定有形文化財)、千利休の高弟山上宗二が記した茶の湯の秘伝に関わる書の写本である山上宗二記(市指定有形文化財)、櫻井神社の中世に始まる宮座の記録である中村結鎮御頭次第(市指定有形文化財)等がある。

歴史資料では、堺が中世以来海外貿易で繁栄していたよすがを示す具体的資料である世界図・日本図(市指定有形文化財)等がある。

名勝では、南宗寺庭園(名勝)や祥雲寺庭園(府指定名勝)、片桐棲龍堂庭園(市指定名勝)がある。南宗寺庭園は、方丈の南庭として作られた枯山水の庭園であり、庭石の寄進に対する礼状等から、作庭は仏殿等が建築された江戸時代初期とされる。



大安寺障壁画



十六羅漢像



木造観音菩薩立像



南宗寺庭園

第1章 計画案41頁 変更後

2) 有形文化財(美術工芸品)と記念物(名勝地・天然記念物)

指定等の有形文化財 94 件のうち、建造物を除く美術工芸品の指定物件は 70 件であり、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍・古文書、考古資料、歴史資料と様々な分野にわたる。

絵画では、大安寺本堂(重要文化財)内四室にわたって描かれている障壁画(重要文化財)は 17 世紀前半の狩野派の作者によるもので、桃山時代から江戸時代初期の堺の反映を伝える資料として大変貴重なものである。また、開口神社の紙本著色大寺縁起(重要文化財)は元禄3年(1690)の作品であり、慶長20年(1615)の大坂夏の陣で甚大な被害を被った堺が復興した際の象徴的な作品である。住吉祭礼図屏風(市指定有形文化財)は住吉大社夏越の祓神事に際し、住吉社祭神が神輿に乗り、宿院頓宮へ渡ってこられる様子を描いた屏風で、絵画資料としてだけでなく、中世から近世初め頃の堺の有様を具体的に伝えてくれる歴史資料としても重要な作品である。この他に、法道寺の絹本著色十六羅漢像(重要文化財)、高倉寺の法起菩薩曼荼羅図(府指定有形文化財)、報恩寺の光明本尊(市指定有形文化財)等がある。

彫刻では、百舌鳥赤畑町の円通寺に伝来していた木造観音菩薩立像(重要文化財)や、常安寺に伝わる平安時代の梵天像(府指定有形文化財)、中仙寺の牛頭天王坐像、愛染院の観音菩薩立像(市指定有形文化財)、法道寺の金剛力士像(市指定有形文化財)、興源寺の不動明王立像(市指定有形文化財)、平松寺の薬師如来坐像(市指定有形文化財)等がある。

工芸品では、日本最長の火縄銃である慶長大火縄銃(府指定有形文化財)、江戸初期の堺復興に係る歴史的状況を示す記念碑的資料である本願寺堺別院の梵鐘(市指定有形文化財)等がある。

書籍・典籍・古文書では、鎌倉時代から江戸時代に至る開口神社と神宮寺である念仏寺関係の古文書である、開口神社文書(府指定有形文化財)や、妙國寺開祖日珧の行状記録である己行記(市指定有形文化財)、千利休の高弟山上宗二が記した茶の湯の秘伝に関わる書の写本である山上宗二記(市指定有形文化財)、櫻井神社の中世に始まる宮座の記録である中村結鎮御頭次第(市指定有形文化財)等がある。

歴史資料では、堺が中世以来海外貿易で繁栄していたよすがを示す具体的資料である世界図・日本図(市指定有形文化財)等がある。

名勝では、南宗寺庭園(名勝)や祥雲寺庭園(府指定名勝)、片桐棲龍堂庭園(市指定名勝)がある。南宗寺庭園は、方丈の南庭として作られた枯山水の庭園であり、庭石の寄進に対する礼状等から、作庭は仏殿等が建築された江戸時代初期とされる。



大安寺障壁画



十六羅漢像



木造観音菩薩立像



南宗寺庭園

術品といわれる。香料の調合率等は、それぞれの製造元の秘伝とされ、時代に合わせて工夫を加えながら受け継がれている。また、香りのブームの中で、室内芳香用また医療用として、天然香の効能が注目されている。

(3) 世界遺産に登録されている文化遺産

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群— (令和元年(2019)7月登録)

大阪平野の台地に位置する百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期(4世紀後半から5世紀後半)にかけて築造された、古代日本列島の王たちの墓群である。本資産には、世界でも独特な鍵穴形で、最大のものは長さがおおよそ500mに及ぶ巨大な古墳を多く含み、これらと様々な大きさや形状の中小墳墓が密集して群を形成している。この時代の王たちの一族や関係者の墓と理解され、一部の古墳は陵墓として宮内庁によって管理されている。



構成資産は45から成り、49基の古墳が含まれる。このうち百舌鳥古墳群では、23基21件の古墳が登録された。この中には国内第1位の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳と、同3位の履中天皇陵古墳が含まれている。

■世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の概要

登録年 2019年

資産名称 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

構成資産 百舌鳥エリア(21件23基、仁徳天皇陵古墳など)
古市エリア(24件26基、応神天皇陵古墳など)

(4) 日本遺産に認定されている文化遺産

1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～ (平成29年4月認定)

春分と秋分の日、太陽は三輪山から昇り、二上山を超えて大阪湾に沈む。このことから、推古天皇21年(613)に東西の直線で敷設された幅20mを超える大道(竹内街道・横大路)は、太陽の道といわれる。

古代には、大陸からの使節団が難波宮から飛鳥京を訪れ、先進技術や仏教文化を伝えた。中世には経済都市を結び、近世には伊勢参りの宿場町としての賑わいをみせ、場所ごとに様々な表情を浮かべる。

1400年の歴史の移り変わりを周辺の歴史遺産を通して感じさせる日本最古の国道。それが竹内街道・横大路(大道)なのである。

堺市の構成文化財には、難波大道、竹内街道、百舌鳥古墳群、開口神社、山口家住宅、堺打刃物、堺環濠都市遺跡、金岡神社、真福寺遺跡・太井遺跡・余部日置荘遺跡がある。



術品といわれる。香料の調合率等は、それぞれの製造元の秘伝とされ、時代に合わせて工夫を加えながら受け継がれている。また、香りのブームの中で、室内芳香用また医療用として、天然香の効能が注目されている。

(3) 世界遺産に登録されている文化遺産

百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群— (令和元年(2019)7月登録)

大阪平野の台地に位置する百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期(4世紀後半から5世紀後半)にかけて築造された、古代日本列島の王たちの墓群である。本資産には、世界でも独特な鍵穴形で、最大のものは長さがおおよそ500mに及ぶ巨大な古墳を多く含み、これらと様々な大きさや形状の中小墳墓が密集して群を形成している。この時代の王たちの一族や関係者の墓と理解され、一部の古墳は陵墓として宮内庁によって管理されている。



構成資産は45から成り、49基の古墳が含まれる。このうち百舌鳥古墳群では、23基21件の古墳が登録された。この中には国内第1位の大きさを誇る仁徳天皇陵古墳と、同3位の履中天皇陵古墳が含まれている。



仁徳天皇陵古墳



履中天皇陵古墳

■世界遺産 百舌鳥・古市古墳群の概要

登録年 2019年

資産名称 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

構成資産 百舌鳥エリア(21件23基、仁徳天皇陵古墳など)
古市エリア(24件26基、応神天皇陵古墳など)

(4) 日本遺産に認定されている文化遺産

1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路(大道)～ (平成29年4月認定)

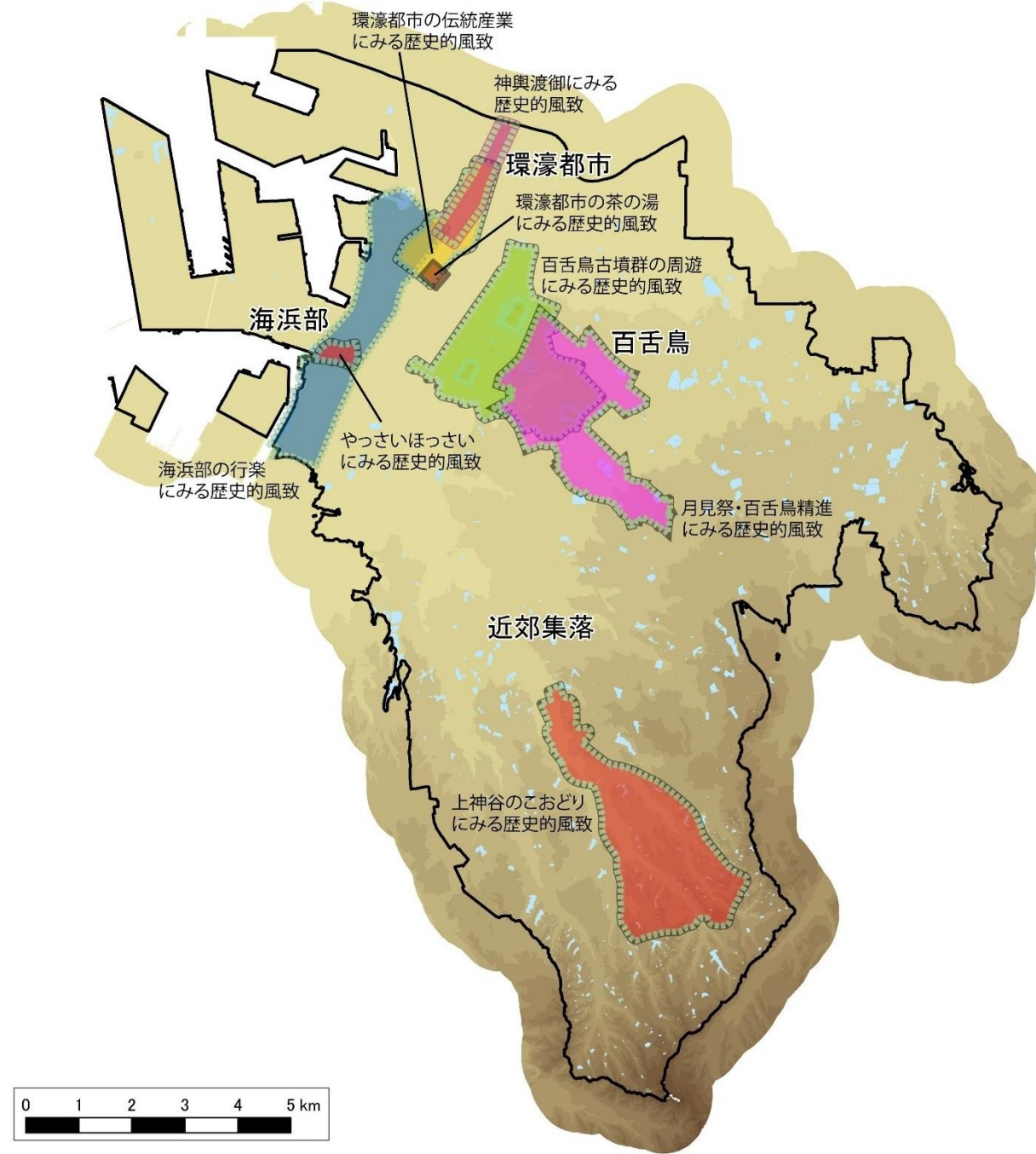
春分と秋分の日、太陽は三輪山から昇り、二上山を超えて大阪湾に沈む。このことから、推古天皇21年(613)に東西の直線で敷設された幅20mを超える大道(竹内街道・横大路)は、太陽の道といわれる。

古代には、大陸からの使節団が難波宮から飛鳥京を訪れ、先進技術や仏教文化を伝えた。中世には経済都市を結び、近世には伊勢参りの宿場町としての賑わいをみせ、場所ごとに様々な表情を浮かべる。

1400年の歴史の移り変わりを周辺の歴史遺産を通して感じさせる日本最古の国道。それが竹内街道・横大路(大道)なのである。

堺市の構成文化財には、難波大道、竹内街道、百舌鳥古墳群、開口神社、山口家住宅、堺打刃物、堺環濠都市遺跡、金岡神社、真福寺遺跡・太井遺跡・余部日置荘遺跡がある。





本市における歴史的風致の分布



本市における歴史的風致の分布

百舌鳥	1	百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致
	2	月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致
環濠都市	3	環濠都市における伝統産業にみる歴史的風致
	4	神輿渡御にみる歴史的風致
近郊集落	6	上神谷のこおどりにみる歴史的風致
	7	やっさいほっさいにみる歴史的風致
海浜部	8	海浜部の行楽にみる歴史的風致

2) 建造物

○仁徳天皇陵古墳（世界遺産）

市内に位置する天皇陵は、『延喜式』に、仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記しており、近代以降はこれらを三陵と称している。

仁徳天皇陵古墳は、三重の濠を巡らし両側のくびれ部に造出しをそなえる、三段築成の前方後円墳である。日本最大の規模を誇り、墳丘の全長は約 486 m、後円部の高さは約 35.8m である。出土した埴輪や須恵器の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。宝暦7 年 (1757) にまとめられた『全堺詳志』の「陵墓部 仁徳帝陵」の項に「御廟ハ北峰ニアリ、石ノ唐櫃アリ」と記され、当時は石棺もしくは堅穴式石室の蓋石が露出していたことがうかがえる。さらに、明治5 年 (1872) には前方部で堅穴式石室が見つかった。これらは再び埋め戻されたものの、『仁徳天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺 并 石槨ノ図』や『仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ出シ甲冑之圖』により石棺の形状のほか、庇付きの冑や金銅装の鉾留めの短甲が出土したといった詳細な記録が残されている。

仁徳天皇陵古墳の周囲には、樋の谷古墳、茶山古墳（世界遺産）、大安寺山古墳（世界遺産）、源右衛門山古墳（世界遺産）、狐山古墳（世界遺産）、銅亀山古墳（世界遺産）など、陪塚とされる 10 基以上の古墳が残っている。このうち、銅亀山古墳は、陪塚の中で現存する唯一の方墳である。

○塚廻古墳（史跡・世界遺産）

塚廻古墳では明治 45 年 (1912) の発掘の際に、木棺が発見されており、銅鏡 2 面や刀剣、大量の玉類が出土している。埴輪の特徴から仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされ、陪塚の内部を知ることができる貴重な古墳である。

○収塚古墳（史跡・世界遺産）

収塚古墳は二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は 59m、後円部の高さは約 4.2m である。前方部は既に削平され、後円部のみ残されており、周囲には盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされる。

○履中天皇陵古墳（世界遺産）

履中天皇陵古墳は、三段築成の前方後円墳で、西側のくびれ部には造出しをそなえる。墳丘の全長は約 365m、後円部の高さは約 27.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、かつてはその外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳に先立つ、5 世紀前半の築造とされる。



仁徳天皇陵古墳と陪塚の分布



履中天皇陵古墳

2) 建造物

○仁徳天皇陵古墳（世界遺産**構成資産**）

市内に位置する天皇陵は、『延喜式』に、仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記しており、近代以降はこれらを三陵と称している。

仁徳天皇陵古墳は、三重の濠を巡らし両側のくびれ部に造出しをそなえる、三段築成の前方後円墳である。日本最大の規模を誇り、墳丘の全長は約 486 m、後円部の高さは約 35.8m である。出土した埴輪や須恵器の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。宝暦7 年 (1757) にまとめられた『全堺詳志』の「陵墓部 仁徳帝陵」の項に「御廟ハ北峰ニアリ、石ノ唐櫃アリ」と記され、当時は石棺もしくは堅穴式石室の蓋石が露出していたことがうかがえる。さらに、明治5 年 (1872) には前方部で堅穴式石室が見つかった。これらは再び埋め戻されたものの、『仁徳天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺 并 石槨ノ図』や『仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ出シ甲冑之圖』により石棺の形状のほか、庇付きの冑や金銅装の鉾留めの短甲が出土したといった詳細な記録が残されている。

仁徳天皇陵古墳の周囲には、樋の谷古墳、茶山古墳（世界遺産**構成資産**）、大安寺山古墳（世界遺産**構成資産**）、源右衛門山古墳（世界遺産**構成資産**）、狐山古墳（世界遺産**構成資産**）、銅亀山古墳（世界遺産**構成資産**）など、陪塚とされる 10 基以上の古墳が残っている。このうち、銅亀山古墳は、陪塚の中で現存する唯一の方墳である。

○塚廻古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

塚廻古墳では明治 45 年 (1912) の発掘の際に、木棺が発見されており、銅鏡 2 面や刀剣、大量の玉類が出土している。埴輪の特徴から仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされ、陪塚の内部を知ることができる貴重な古墳である。

○収塚古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

収塚古墳は二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は 59m、後円部の高さは約 4.2m である。前方部は既に削平され、後円部のみ残されており、周囲には盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造とされる。

○履中天皇陵古墳（世界遺産**構成資産**）

履中天皇陵古墳は、三段築成の前方後円墳で、西側のくびれ部には造出しをそなえる。墳丘の全長は約 365m、後円部の高さは約 27.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、かつてはその外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳に先立つ、5 世紀前半の築造とされる。



仁徳天皇陵古墳と陪塚の分布



履中天皇陵古墳

○七観音古墳（史跡・世界遺産）

履中天皇陵古墳の北側には、陪塚とされる七観音古墳、寺山南山古墳がある。七観音古墳からは、かつて琴柱形石製品が出土したと伝えられている。

○寺山南山古墳（史跡・世界遺産）

寺山南山古墳は、二段築成の方墳である。発掘調査の結果、墳丘の平面形が長方形で、造出しをそなえることを確認した。さらに、墳丘の周囲に巡る濠の南西部分は履中天皇陵古墳の外濠と一体になっている可能性が高い。埴輪や須恵器の特徴から、履中天皇陵古墳とほぼ同じ時期の築造とされる。

○反正天皇陵古墳（世界遺産）

反正天皇陵古墳は、百舌鳥古墳群の北端に位置する、三段築成の前方後円墳である。西側のくびれ部には、造出しをそなえる。墳丘の全長は約 148m、後円部の高さは 13m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。東側には陪塚とされる天王古墳と鈴山古墳が位置している。



反正天皇陵古墳

○乳岡古墳（史跡）

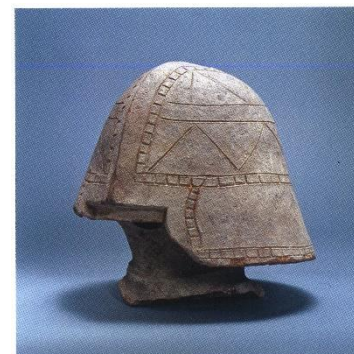
乳岡古墳は、百舌鳥古墳群の西端に位置する三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 155m、後円部の高さは約 14m である。現在は、前方部の大半が削平され住宅地となっている。発掘調査により後円部中央で粘土に覆われた長持形石棺が姿を現し、この際、石棺を覆っていた粘土から鋳形石や車輪石等の腕輪形石製品が出土した。石棺の型式や腕輪形石製品の出土から、4 世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群において最初に造られた大型前方後円墳である。



乳岡古墳 石棺

○いたすけ古墳（史跡・世界遺産）

いたすけ古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 146m、後円部の高さは約 12.2m である。現在も盾形の濠が残されており、南側には堤が築かれている。出土した埴輪の特徴から 5 世紀前半の築造とされる。昭和 30 年(1955) 頃に、宅地開発の計画が上がったが、市民を中心とした保存運動によって中止となり、史跡として保存された。



衝角付冑型埴輪

その際に出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルとなり、平成 13 年(2001) には市指定有形文化財となった。なお、東側に位置する善右エ門山古墳（史跡・世界遺産）はいたすけ古墳の陪塚とされる。二段築成の方墳であり、埴輪や須恵器杯の特徴から、いたすけ古墳と同じ時期の築造とされる。

○七観音古墳（史跡・世界遺産構成資産）

履中天皇陵古墳の北側には、陪塚とされる七観音古墳、寺山南山古墳がある。七観音古墳からは、かつて琴柱形石製品が出土したと伝えられている。

○寺山南山古墳（史跡・世界遺産構成資産）

寺山南山古墳は、二段築成の方墳である。発掘調査の結果、墳丘の平面形が長方形で、造出しをそなえることを確認した。さらに、墳丘の周囲に巡る濠の南西部分は履中天皇陵古墳の外濠と一体になっている可能性が高い。埴輪や須恵器の特徴から、履中天皇陵古墳とほぼ同じ時期の築造とされる。

○反正天皇陵古墳（世界遺産構成資産）

反正天皇陵古墳は、百舌鳥古墳群の北端に位置する、三段築成の前方後円墳である。西側のくびれ部には、造出しをそなえる。墳丘の全長は約 148m、後円部の高さは 13m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、5 世紀中頃の築造とされる。東側には陪塚とされる天王古墳と鈴山古墳が位置している。



反正天皇陵古墳

○乳岡古墳（史跡）

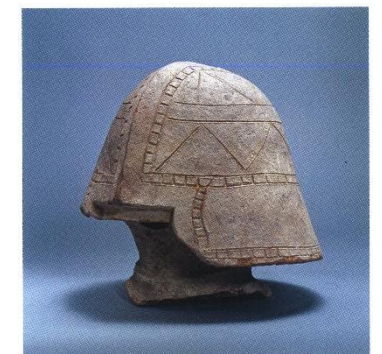
乳岡古墳は、百舌鳥古墳群の西端に位置する三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 155m、後円部の高さは約 14m である。現在は、前方部の大半が削平され住宅地となっている。発掘調査により後円部中央で粘土に覆われた長持形石棺が姿を現し、この際、石棺を覆っていた粘土から鋳形石や車輪石等の腕輪形石製品が出土した。石棺の型式や腕輪形石製品の出土から、4 世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群において最初に造られた大型前方後円墳である。



乳岡古墳 石棺

○いたすけ古墳（史跡・世界遺産構成資産）

いたすけ古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 146m、後円部の高さは約 12.2m である。現在も盾形の濠が残されており、南側には堤が築かれている。出土した埴輪の特徴から 5 世紀前半の築造とされる。昭和 30 年(1955) 頃に、宅地開発の計画が上がったが、市民を中心とした保存運動によって中止となり、史跡として保存された。



衝角付冑型埴輪

その際に出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルとなり、平成 13 年(2001) には市指定有形文化財となった。なお、東側に位置する善右エ門山古墳（史跡・世界遺産構成資産）はいたすけ古墳の陪塚とされる。二段築成の方墳であり、埴輪や須恵器杯の特徴から、いたすけ古墳と同じ時期の築造とされる。

第2章 計画案57頁 変更前

○長塚古墳（史跡・世界遺産）

長塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約106.4m、後円部の高さは約9.2mである。周囲に盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から5世紀中頃から後半の築造とされる。

○御廟山古墳（史跡・世界遺産）

御廟山古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約203m、後円部の高さは約18.3mである。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。平成20年（2008）の宮内庁との同時調査により、造出し周辺から祭祀に用いられた土製品と形象埴輪が大量に出土した。なかでも、内部に家形埴輪を配置する^{かこいがた}冪形埴輪は、日本最大の大きさを誇り、造出し部分での祭祀を考える上で貴重な資料である。埴輪の特徴から、5世紀前半の築造とされる。

○ニサンザイ古墳（史跡・世界遺産）

ニサンザイ古墳は、両側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約300m、後円部の高さは約24.6mである。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。発掘調査により、後円部側の内濠に木橋をそなえ、墳丘には埴輪と共に木製品を配置したことが判明した。出土した埴輪の特徴から5世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群では最も新しい大型前方後円墳である。

○旗塚古墳（史跡・世界遺産）

旗塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約57.9m、後円部の高さは約3.8mである。発掘調査の結果、造出しから器財形埴輪や人物、動物形埴輪等の形象埴輪が大量に出土した。埴輪の特徴から、築造時期は5世紀中頃とされる。

旗塚古墳の周辺には、銭塚古墳（史跡・世界遺産）、グワシヨウ坊古墳（史跡）、東上野芝町1号墳が位置する。なかでもグワシヨウ坊古墳は直径約61mの大型の円墳である。墳丘の大半が削平されているが、発掘調査の結果ブロック状の土砂を積み上げて墳丘を構築する様子が確認できた。



長塚古墳



御廟山古墳



ニサンザイ古墳



旗塚古墳

第2章 計画案57頁 変更後

○長塚古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

長塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約106.4m、後円部の高さは約9.2mである。周囲に盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から5世紀中頃から後半の築造とされる。

○御廟山古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

御廟山古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約203m、後円部の高さは約18.3mである。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。平成20年（2008）の宮内庁との同時調査により、造出し周辺から祭祀に用いられた土製品と形象埴輪が大量に出土した。なかでも、内部に家形埴輪を配置する^{かこいがた}冪形埴輪は、日本最大の大きさを誇り、造出し部分での祭祀を考える上で貴重な資料である。埴輪の特徴から、5世紀前半の築造とされる。

○ニサンザイ古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

ニサンザイ古墳は、両側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約300m、後円部の高さは約24.6mである。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。発掘調査により、後円部側の内濠に木橋をそなえ、墳丘には埴輪と共に木製品を配置したことが判明した。出土した埴輪の特徴から5世紀後半の築造とされ、百舌鳥古墳群では最も新しい大型前方後円墳である。

○旗塚古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）

旗塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約57.9m、後円部の高さは約3.8mである。発掘調査の結果、造出しから器財形埴輪や人物、動物形埴輪等の形象埴輪が大量に出土した。埴輪の特徴から、築造時期は5世紀中頃とされる。

旗塚古墳の周辺には、銭塚古墳（史跡・世界遺産**構成資産**）、グワシヨウ坊古墳（史跡）、東上野芝町1号墳が位置する。なかでもグワシヨウ坊古墳は直径約61mの大型の円墳である。墳丘の大半が削平されているが、発掘調査の結果ブロック状の土砂を積み上げて墳丘を構築する様子が確認できた。



長塚古墳



御廟山古墳



ニサンザイ古墳



旗塚古墳

第2章 計画案71頁 変更前

○環濠都市の概要

堺は平安時代末期、上町台地西側の南北に連なる砂堆上に市場や港が形成され、成立した都市である。古くから交通の要衝として発達し、堺を起点あるいは通過する街道である紀州街道、熊野街道、竹内街道、長尾街道、西高野街道の五街道が通じた。

鎌倉時代以降は、和泉と摂津の国境をはさみ「堺北荘」と「堺南荘」という荘園が置かれ、中世には有力町衆によって構成された「会合衆」の自治による自由都市として、勘合・南蛮貿易の拠点として発展した。宣教師も多く訪れ、永禄4年(1561)ポルトガル人宣教師ガスパル・ビレラが本国に対して、「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」(『耶蘇会士日本通信』)と報告している。

さらに天文12年(1543)の鉄砲伝来後は、鉄砲の一大生産地としても栄えた。

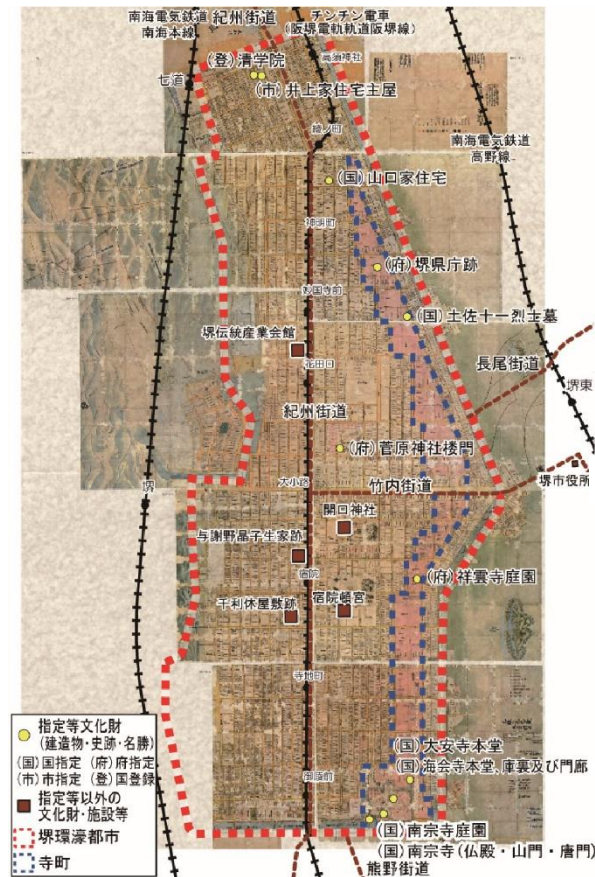
この当時の町割は、近年進む発掘調査によれば、現在の町割とは全く方向性の異なる自然地形や条里等に規定された複数の街区パターンが混在し、その街区は直線的な道路が規則的に直交していた。当時の濠は都市外周を囲う「惣構え堀」的な環濠だけでなく、都市内部を縦横に走る内濠も存在していた。この様子を「町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と宣教師ガスパル・ビレラは永禄5年(1562)の書簡で報告している。

繁栄を極めた中世の都市域は、慶長20年(1615)の大坂夏の陣では「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告に記されたように大被害を受けた。

江戸時代に入ると、徳川幕府の天領として、中世には濠の外であった村落の土地が新たに濠内の市街地に編入され、都市域は中世よりも一回り大きく拡大した。元和元年(1615)からは「元和の町割」といわれる都市全域を対象とした統一的な街区整備が実施され、元禄2年(1689)には堺奉行所により『堺大絵図』が作成された。環濠都市内では現在もこの町割が街区構成の基本となっている。南北3km、東西1kmに及ぶ区域とし、海に面した西方



環濠都市全景



元禄2年(1689)『堺大絵図』と現在の市街地の比較

第2章 計画案71頁 変更後

○環濠都市の概要

堺は平安時代末期、上町台地西側の南北に連なる砂堆上に市場や港が形成され、成立した都市である。古くから交通の要衝として発達し、堺を起点あるいは通過する街道である紀州街道、熊野街道、竹内街道、長尾街道、西高野街道の五街道が通じた。

鎌倉時代以降は、和泉と摂津の国境をはさみ「堺北荘」と「堺南荘」という荘園が置かれ、中世には有力町衆によって構成された「会合衆」の自治による自由都市として、勘合・南蛮貿易の拠点として発展した。宣教師も多く訪れ、永禄4年(1561)ポルトガル人宣教師ガスパル・ビレラが本国に対して、「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」(『耶蘇会士日本通信』)と報告している。

さらに天文12年(1543)の鉄砲伝来後は、鉄砲の一大生産地としても栄えた。

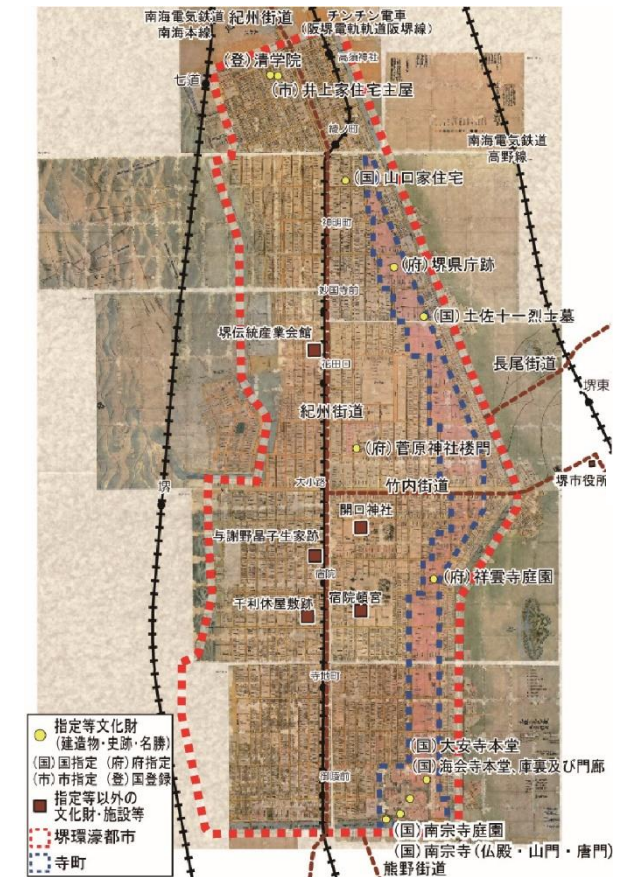
この当時の町割は、近年進む発掘調査によれば、現在の町割とは全く方向性の異なる自然地形や条里等に規定された複数の街区パターンが混在し、その街区は直線的な道路が規則的に直交していた。当時の濠は都市外周を囲う「惣構え堀」的な環濠だけでなく、都市内部を縦横に走る内濠も存在していた。この様子を「町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と宣教師ガスパル・ビレラは永禄5年(1562)の書簡で報告している。

繁栄を極めた中世の都市域は、慶長20年(1615)の大坂夏の陣では「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告に記されたように大被害を受けた。

江戸時代に入ると、徳川幕府の天領として、中世には濠の外であった村落の土地が新たに濠内の市街地に編入され、都市域は中世よりも一回り大きく拡大した。元和元年(1615)からは「元和の町割」といわれる都市全域を対象とした統一的な街区整備が実施され、元禄2年(1689)には堺奉行所により『堺大絵図』が作成された。環濠都市のうち空襲を免れた地域の多くで「元和の町割」が今も残されている。その他の地域においてもこの町割が街区構成の基本となっている。南北3km、東西1kmに及ぶ区域とし、海に面した西方



環濠都市全景



元禄2年(1689)『堺大絵図』と現在の市街地の比較

丁や薄刃庖丁を作って、堺庖丁の名を高めた。『日本山海名物図絵』（宝暦4年（1754））でも堺庖丁が紹介され、「泉州堺の津山之上文殊四郎、庖丁鍛冶の名人なり。正銘黒打という。刃金のきたひよく、切れあぢ格別よし。出刃・薄刃・指身庖丁・まな箸・たばこ庖丁。いずれも皆名物なり。」とある。

堺の打刃物は、地金と刃金を鍛接して造るのが特徴で、硬い鋼と軟らかい鉄が鍛造で接合されるので、良く切れて、その上折れず曲がらない刃物が出る。それらの庖丁鍛冶と刃付け、柄付けとそれぞれが分業体制で今も製造が行われている。

現在も環濠都市内を中心に刃物製造業者が分布し、一本一本丁寧に仕上げられた堺の庖丁は、プロの料理人からも高く評価され、使用する庖丁の多くが堺製であるといわれ、「堺打刃物」として国の伝統的工芸品に指定されている。

刃物製造や店舗の多くは昭和20年代に行われた戦災復興により形成された市街地で営まれているが、創業文化2年（1805）の刃物製造販売店は、紀州街道に面して店舗を構える。桁行5間、つし二階の建物で、屋根は本瓦葺である。入口を入ると土間があり、店の間を構える。寛政7年（1795）『和泉名所図会』に「堺の名産万の打物 世に名高し。特に石割庖丁黒打ちなど、諸国にその名聞ゆ。」として紹介されている同時代の店構えが現在の店舗にも残されている。



堺打刃物の製造風景



創業文化2年（1805）の刃物事業者



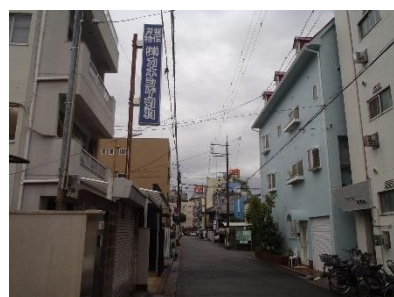
堺区北旅籠町西1丁



堺区神明町東1丁



堺区材木町東3丁



堺区甲斐町東4丁



堺区甲斐町東1丁

環濠都市での刃物事業者



堺区寺地町西3丁

丁や薄刃庖丁を作って、堺庖丁の名を高めた。『日本山海名物図絵』（宝暦4年（1754））でも堺庖丁が紹介され、「泉州堺の津山之上文殊四郎、庖丁鍛冶の名人なり。正銘黒打という。刃金のきたひよく、切れあぢ格別よし。出刃・薄刃・指身庖丁・まな箸・たばこ庖丁。いずれも皆名物なり。」とある。

堺の打刃物は、地金と刃金を鍛接して造るのが特徴で、硬い鋼と軟らかい鉄が鍛造で接合されるので、良く切れて、その上折れず曲がらない刃物が出る。それらの庖丁鍛冶と刃付け、柄付けとそれぞれが分業体制で今も製造が行われている。

現在も環濠都市内を中心に刃物製造業者が分布し、一本一本丁寧に仕上げられた堺の庖丁はプロの料理人からも高く評価され、使用する庖丁の多くが堺製であるといわれ「堺打刃物」として国の伝統的工芸品に指定されている。

また、毎年ふいごを休ませ職人の休養日となる11月8日に開口神社でふいご祭が開催され、使い終わった包丁を納めるほか、蜜柑などを奉納する。

刃物製造や店舗の多くは昭和20年代に行われた戦災復興により形成された市街地で営まれているが、創業文化2年（1805）の刃物製造販売店は、紀州街道に面して店舗を構える。桁行5間、つし二階の建物で、屋根は本瓦葺である。入口を入ると土間があり、店の間を構える。寛政7年（1795）『和泉名所図会』に「堺の名産万の打物 世に名高し。特に石割庖丁黒打ちなど、諸国にその名聞ゆ。」として紹介されている同時代の店構えが現在の店舗にも残されている。



堺打刃物の製造風景



創業文化2年（1805）の刃物事業者



堺区北旅籠町西1丁



堺区神明町東1丁



堺区材木町東3丁



堺区甲斐町東4丁



堺区甲斐町東1丁

環濠都市での刃物事業者



堺区寺地町西3丁

2. 既存計画（上位・関連計画）

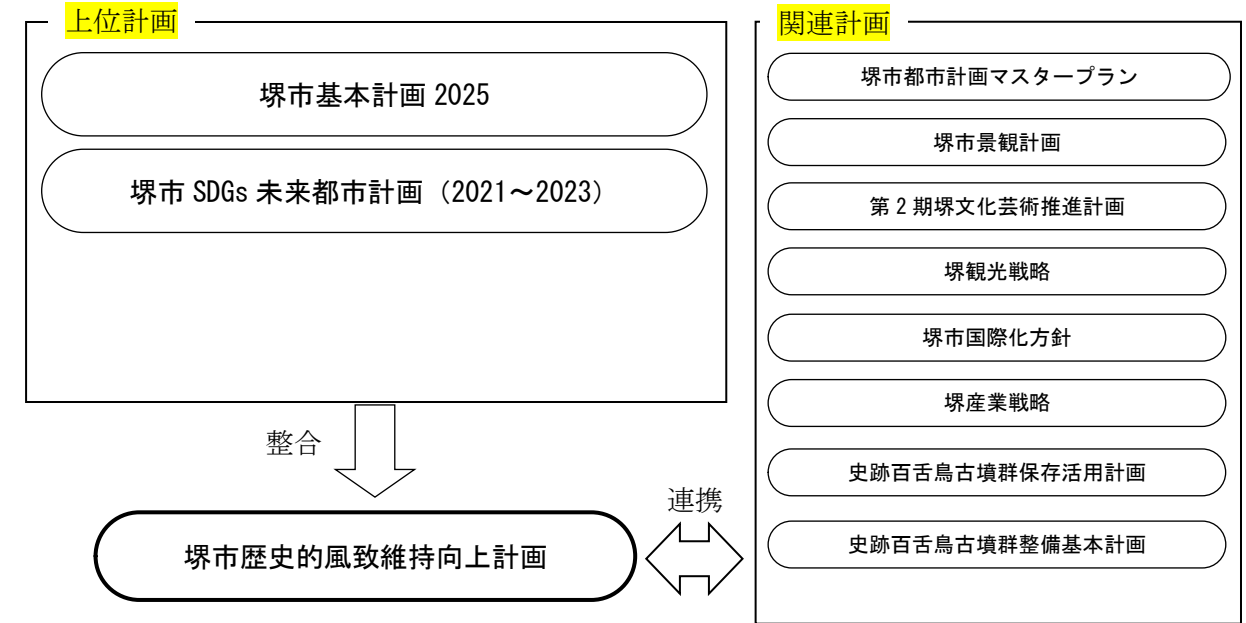
（1）上位計画

①『堺市基本計画 2025』

令和3年（2021）3月に策定した『堺市基本計画 2025』は、2030年度を見据えながら、社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、2025年度までに本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画である。

2. 既存計画（上位・関連計画）

関連計画の図は 113 頁の余白部分に記載



（1）上位計画

①『堺市基本計画 2025』

令和3年（2021）3月に策定した『堺市基本計画 2025』は、2030年度を見据えながら、社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、2025年度までに本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画である。

第4章 計画案 142 頁 変更前

(4) 史跡百舌鳥古墳群保存活用計画

史跡百舌鳥古墳群を将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定等を目的として平成 27 年（2015）3 月に「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定した。

策定後、平成 30 年（2018）に文化財保護法が一部改正され、保存活用計画の策定が法令上、明確に位置付けられた。さらに、御廟山古墳内濠等が追加指定されたこと、また、令和元年（2019）7 月に世界遺産に登録されたことを受け、追加指定と登録時の追加的勧告に対応するため、19 基の古墳を対象とした史跡百舌鳥古墳群の保存管理と活用の基本方針を示した新計画を令和 5 年（2023）3 月に策定した。

保存管理の基本方針

- ・ 史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・ 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る。
- ・ 調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む。

第3章 計画案 124 頁 変更後

⑦『史跡百舌鳥古墳群保存活用計画』

史跡百舌鳥古墳群を将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定等を目的として平成 27 年（2015）3 月に「国史跡百舌鳥古墳群保存管理計画」を策定した。

策定後、平成 30 年（2018）に文化財保護法が一部改正され、保存活用計画の策定が法令上、明確に位置付けられた。さらに、御廟山古墳内濠等が追加指定されたこと、また、令和元年（2019）7 月に世界遺産に登録されたことを受け、追加指定と登録時の追加的勧告に対応するため、19 基の古墳を対象とした史跡百舌鳥古墳群の保存管理と活用の基本方針を示した新計画を令和 5 年（2023）3 月に策定した。

保存管理の基本方針

- ・ 史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を確実に保存し、将来にわたり継承する。
- ・ 史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに各古墳の史跡の現状変更の取扱を定め、適した保存管理の方針と方法を示す。
- ・ 古墳群の立地や景観・緑地としての価値を保全し、指定範囲のみならず周辺環境の一体的な保全を図る。
- ・ 調査結果に基づき、史跡と同等の価値を有する遺構がある範囲においては、所有者の意向を尊重しつつ追加指定、公有化に取り組む。

第4章 142 頁に記載した内容を、第3章の関連計画 124 頁へ移動

(4)「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

古くから受け継ぎ、洗練してきた堺の歴史・文化資源を大切にし、さらに将来へと引き継ぐために、市民への情報発信、あるいは“堺で育まれてきた歴史・文化資源”に触れる機会の創出等について取り組むほか、本市の歴史を見て触れるための行動誘導のための回遊性の向上等についても取り組む。これらの取組により、市外の人々が本市の歴史や文化に対して関心を高め、来訪者数が増加することで、シビックプライドの向上にもつなげる。

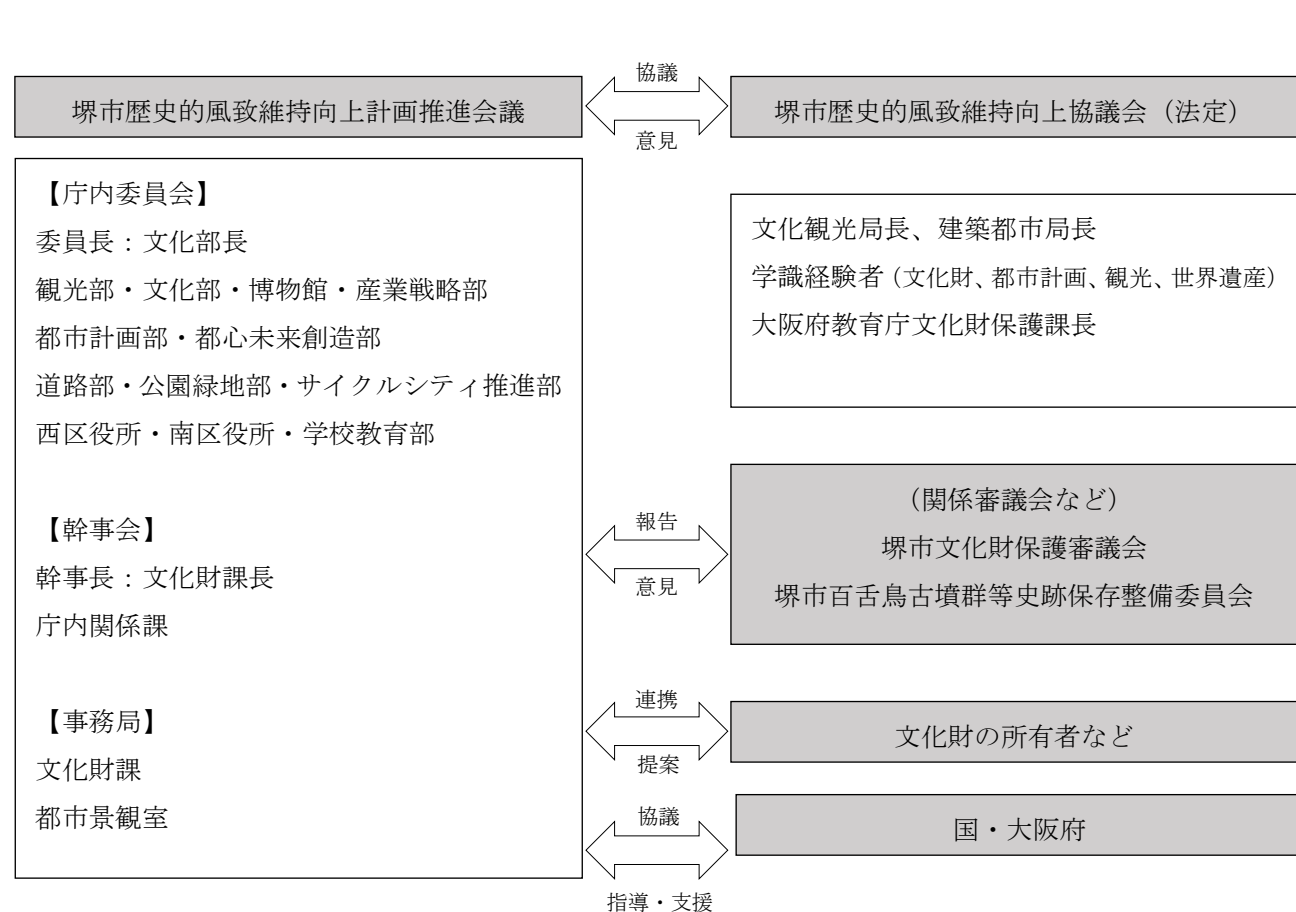
伝統産業や茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、来訪者が堺の歴史や文化に触れ、感じ、共感してもらえるよう、現存する資源を有効活用し歴史的資源の周遊のために自転車を活用するなど、回遊性の向上に向けた環境整備を進める。

本市の歴史文化を学び、体験するための行動誘導を図り、国内及び広く世界に歴史・文化資源に培われた堺の都市魅力を発信する。

4. 計画のための推進体制

本計画の推進にあたり、文化観光局文化部文化財課と建築都市局都市計画部都市景観室が事務局となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項に基づく「堺市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。国や大阪府から指導や支援を受けて計画を推進するにあたっては、必要に応じて文化財に関する審議会や委員会、文化財や歴史的建造物の所有者などとの連絡調整を行う。



(4)「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

古くから受け継ぎ、洗練してきた堺の歴史・文化資源を大切にし、さらに将来へと引き継ぐために、市民への情報発信、あるいは“堺で育まれてきた歴史・文化資源”に触れる機会の創出等について取り組むほか、本市の歴史を見て触れるための行動誘導のための回遊性の向上等についても取り組む。これらの取組により、市外の人々が本市の歴史や文化に対して関心を高め、来訪者数が増加することで、シビックプライドの向上にもつなげる。

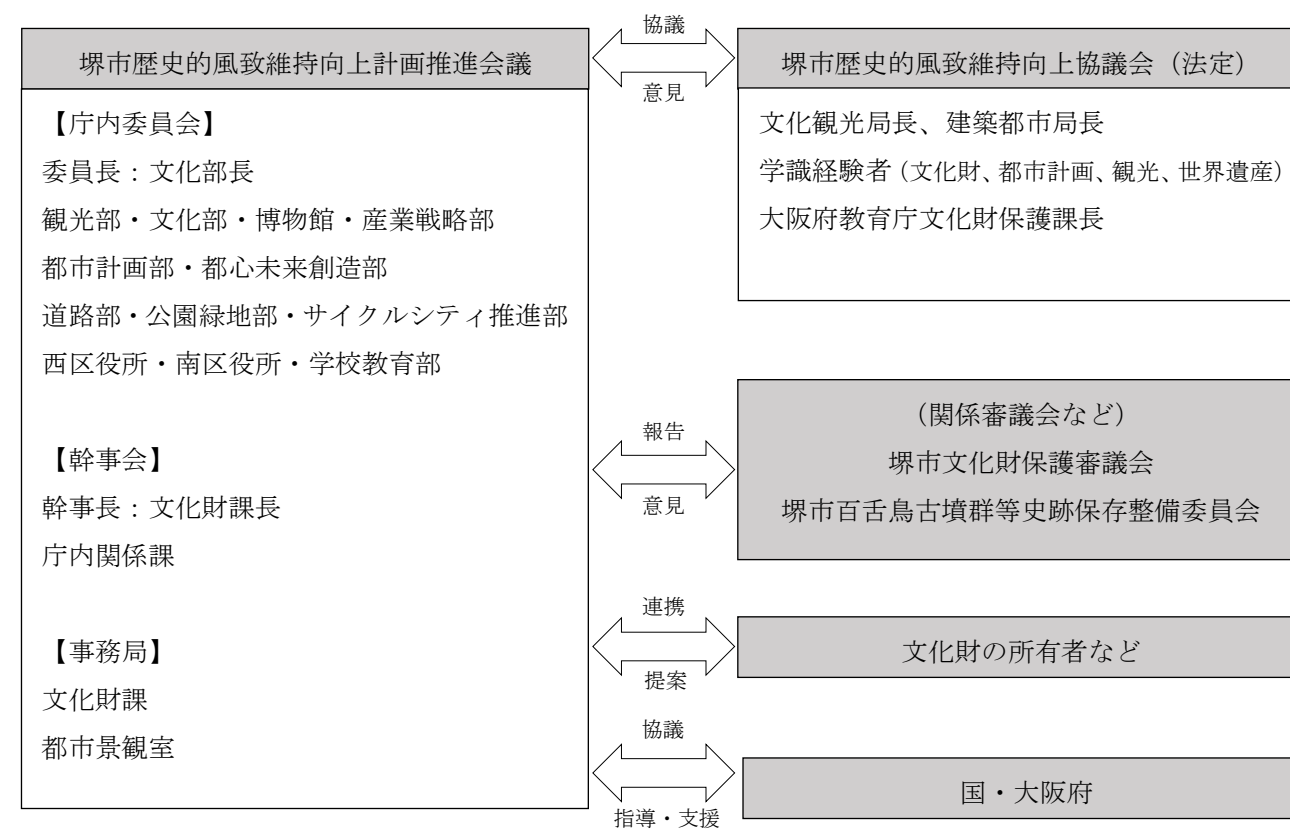
伝統産業や茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、来訪者が堺の歴史や文化に触れ、感じ、共感してもらえるよう、現存する資源を有効活用し歴史的資源の周遊のために自転車を活用するなど、回遊性の向上に向けた環境整備を進める。

本市の歴史文化を学び、体験するための行動誘導を図り、国内及び広く世界に歴史・文化資源に培われた堺の都市魅力を発信する。

4. 歴史的風致維持向上計画実施体制

本計画の推進にあたり、文化観光局文化部文化財課と建築都市局都市計画部都市景観室が事務局となり、関係各課との連携を図りながら、計画の推進体制を構築する。

また、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項に基づく「堺市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、計画の変更に関する協議や事業の進捗状況の報告などを行う。国や大阪府から指導や支援を受けて計画を推進するにあたっては、必要に応じて文化財に関する審議会や委員会、文化財や歴史的建造物の所有者などとの連絡調整を行う。



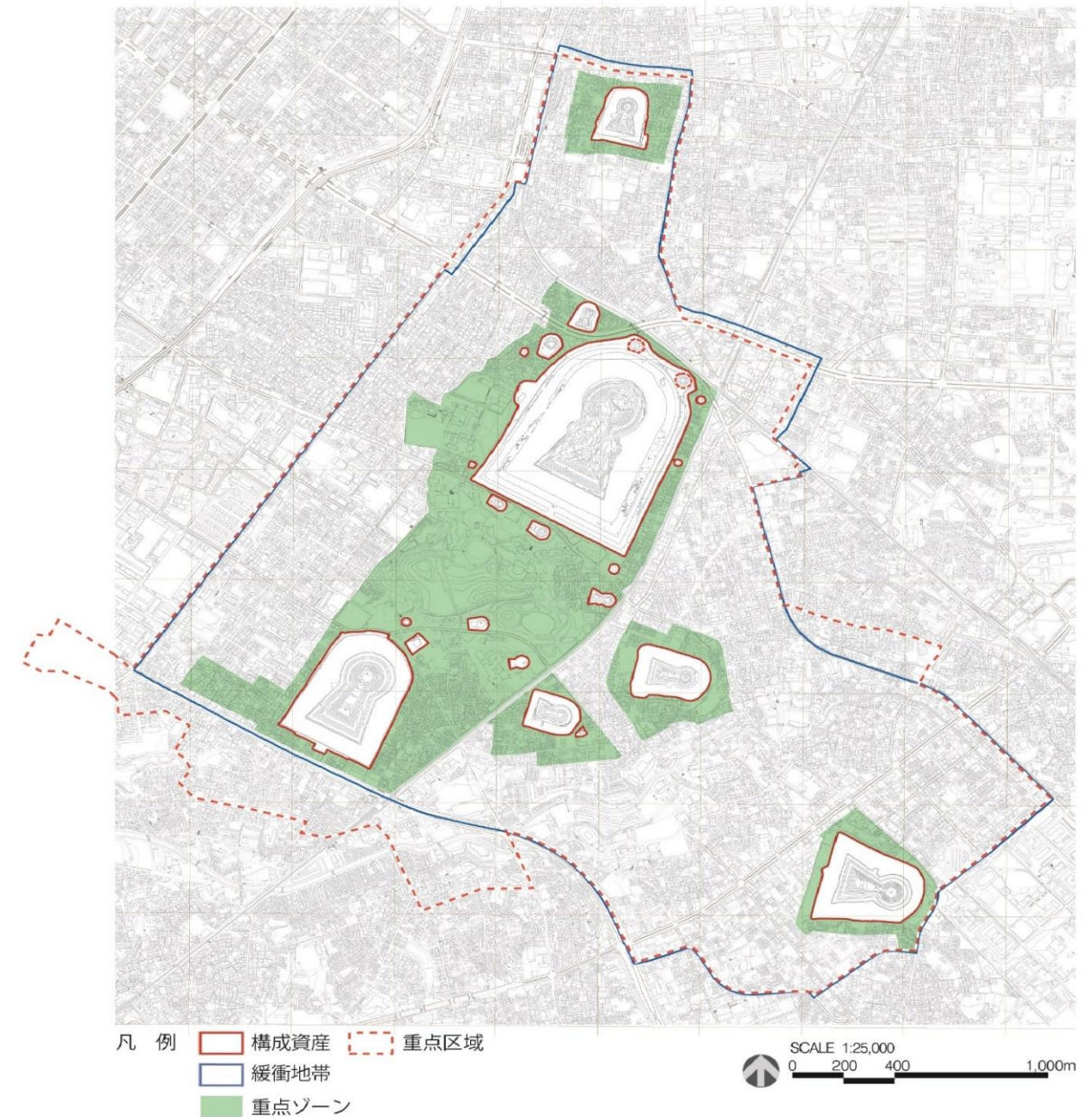
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画との連携

本市は、市域全域が都市計画区域になっており、そのうち約 72%にあたる約 10,735ha が市街化区域に、約 28%にあたる約 4,247ha が市街化調整区域に指定されており、重点区域は市街化区域に位置している。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域のうち、百舌鳥古墳群及び周辺区域には、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の百舌鳥エリアの緩衝地帯が含まれる。包括的保存管理計画では、緩衝地帯において建築物の高さと形態意匠、屋外広告物に一定の制限を設けるための基本的な考え方を示しており、本市では緩衝地帯の保全の取扱を定めている。



制限内容	緩衝地帯	
	重点ゾーン	重点ゾーン（資産近傍）
建築物の高さ制限	31 m以下に制限（一部 45 m）	10 mまたは 15 m以下に制限
建築物の色彩などの形態意匠の制限	小規模を除く、建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

緩衝地帯と重点区域（百舌鳥古墳群及び周辺区域）

(1) 都市計画との連携

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 堺市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、引き続き国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続し、市域の文化財の総合的な把握をより推進したうえで、文化財指定等を促進する。市内に分布する多様な文化財の保存・継承に努力し、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、歴史・文化を活かした魅力的な都市形成に寄与するように努める。

市域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が37件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が36件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が53件ある。その他、登録有形文化財21箇所64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件、選定保存技術（保持者）1件を含め、合計190件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や一般公開等の事業を進める。

①有形文化財

有形文化財（建造物・美術工芸品）は、国宝1件を含む国指定28件、府指定が19件、市指定が47件の計94件の指定のほか、64件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年(1991)から平成6年(1994)にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史（続編）で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果もふまえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択）、「堺の手織緞通」、市指定の「石津太神社のやっさいほっさい」、「住吉大社宿院頓宮の^{ほろ}祓神事」の4件である。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 堺市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、引き続き国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続し、市域の文化財の総合的な把握をより推進したうえで、文化財指定等を促進する。市内に分布する多様な文化財の保存・継承に努力し、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、歴史・文化を活かした魅力的な都市形成に寄与するように努める。

市域には、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国の指定文化財が37件、大阪府文化財保護条例（昭和44年3月28日、大阪府条例第5号）に基づく指定文化財が36件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則（昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例（平成3年3月29日、条例第5号）による指定が55件ある。その他、登録有形文化財21箇所64件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件、選定保存技術（保持者）1件を含め、合計192件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や一般公開等の事業を進める。

①有形文化財

有形文化財（建造物・美術工芸品）は、国宝1件を含む国指定28件、府指定が19件、市指定が47件の計94件の指定のほか、64件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成3年(1991)から平成6年(1994)にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史（続編）で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果もふまえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」（記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択）、「堺の手織緞通」、市指定の「石津太神社のやっさいほっさい」、「住吉大社宿院頓宮の^{ほろ}祓神事」の4件である。

財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館については、地域の歴史をふまえつつ特色ある展示を行う。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動等を一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定など、文化財保護法により文化財の保存を図ったうえで、都市計画法に基づく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、世界遺産の緩衝地帯での取扱をはじめとする各種施策との連携を図る。

（５）文化財の防災に関する方針

本市は令和４年（2022）に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めたうえで、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成21年（2009）より導入し、指定品等の搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく、盗難や毀損などに対する防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院等が拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成等を行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館については、地域の歴史をふまえつつ特色ある展示を行う。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保存にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動等を一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定など、文化財保護法により文化財の保存を図ったうえで、都市計画法に基づく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、世界遺産の緩衝地帯での取扱をはじめとする各種施策との連携を図る。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

本市は令和４年（2022）に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めたうえで、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成21年（2009）より導入し、指定品等の搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく盗難や毀損などに対する防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院等が拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成等を行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成19年(2007)4月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局への移管となった。その後、平成22年(2010)4月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年(2019)度の条例及び規則の改正に伴い、令和2年(2020)4月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を行っている。

- ・本庁(文化財係、管理係)
埋蔵文化財担当職員4人
文化財一般担当職員6人
事務職員3人 再任用職員1人 会計年度任用職員1名
- ・分室(調査係)
埋蔵文化財担当職員5人 再任用職員2人 会計年度任用職員1人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

堺市文化財保護審議会委員名簿(令和4年4月現在)

氏名	所属	専門
大野 朋子	神戸大学発達科学部人間発達環境学研究科 准教授	緑地環境学、造園学、民族植物学
木許 守	龍谷大学文学部歴史学科 教授	考古学、文化財行政学
佐久間 康富	和歌山大学システム工学部システム工学科 准教授	都市計画、建築計画
高橋 平明	(公財)元興寺文化財研究所 総括研究員	仏教文化、民俗学
高村 公一	常磐会短期大学幼児教育科 准教授	学校教育、社会科教育
田 啓子	枚方市文化財保護審議会 委員	日本建築史、民家史
福原 成雄	大阪芸術大学芸術学部建築学科 教授	庭園史、造園学、環境デザイン学
松岡 久美子	近畿大学文芸学部芸術学科 准教授	日本美術史、彫刻史
宮路 淳子	奈良女子大学大学院人文科学系 教授	環境考古学、文化財科学
山中 浩之	大阪府立大学 名誉教授	日本近世近代史

(9) 文化財の保存・活用に関わっている各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史・文化の保存・活用に係る地域の団体が活動している。平成18年(2006)4月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、政策会議の設置や区域まちづくり事業の実施など、区域ごとの特色を活かして、様々な取組を行っている。

文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO法人堺観光ボランティア協会」等が様々

(8) 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成19年(2007)4月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局への移管となった。その後、平成22年(2010)4月には、文化観光局が設置され現在に至る。さらに令和元年(2019)度の条例及び規則の改正に伴い、令和2年(2020)4月より文化財に関する業務は教育委員会の事務から堺市長により執行することとし、文化財課が発掘業務や文化財保護の業務を、世界遺産課が世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保存と活用等の業務を行っている。

文化観光局 文化部 文化財課

- ・本庁(文化財係、管理係)
埋蔵文化財担当職員4人
文化財一般担当職員6人(建造物3人、歴史等3人)
事務職員3人 再任用職員1人 会計年度任用職員1人
- ・分室(調査係)
埋蔵文化財担当職員5人 再任用職員2人 会計年度任用職員1人

文化観光局 文化部 世界遺産課

埋蔵文化財担当職員5人

事務職員4人 再任用職員2人 会計年度任用職員3人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

堺市文化財保護審議会委員名簿(令和4年12月現在)

氏名	所属	専門
大野 朋子	神戸大学発達科学部人間発達環境学研究科 准教授	緑地環境学、造園学、民族植物学
木許 守	龍谷大学文学部歴史学科 教授	考古学、文化財行政学
黒田 一充	関西大学文学部教授	日本民俗学、祭礼史
佐久間 康富	和歌山大学システム工学部システム工学科 准教授	都市計画、建築計画
高村 公一	常磐会短期大学幼児教育科 准教授	学校教育、社会科教育
田 啓子	枚方市文化財保護審議会 委員	日本建築史、民家史
長友 智子	立命館大学文学部 教授	考古学
福原 成雄	大阪芸術大学短期大学部 客員教授	庭園史、造園学、環境デザイン学
松岡 久美子	近畿大学文芸学部芸術学科 准教授	日本美術史、彫刻史
藪田 貫	関西大学 名誉教授	日本近世史

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存と活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持と創出、歴史的風致における活動への支援、歴史的風致に対する情報発信と回遊性の向上等の取組を事業等により実施する。

第1期計画では、歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、環濠都市区域北部でのまちなみ修景補助制度等を進めた。計画期間内に百舌鳥古墳群の世界遺産登録が追い風となり、本市への来訪者数が増加した。また、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市に対する歴史への誇りの醸成につながった。

第2期計画では、古墳や歴史的建造物に対する保存及び公開活用への取組、百舌鳥古墳群や環濠都市での歴史的建造物を中心としたエリアにふさわしい歴史的なまちなみへの取組、伝統を反映した人々の活動に対する支援等への継続した取組、本市の歴史や文化に対する関心の高まりが一過に終わらないための理解向上、歴史的資源の回遊性の向上に対する取組について、課題が残されている。

これらの課題解決のための基本的な考え方は次のとおりとする。

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値を有する建造物の保存や修理を行うほか、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざす。また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、地域の祭礼行事の担い手、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するほか、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史・文化資源を巡る回遊性の向上を図る。さらには、学校教育の場で堺の歴史文化への学習の取組を継続する。

これらの基本的な考え方にに基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要な新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。

(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理

方針①：古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

歴史的風致の形成にあたって核となる古墳や歴史的建造物については、周辺環境との調和に配慮した保存整備を図るほか、それらの歴史的背景等と合わせて情報発信を行い、利用者に親しまれ、愛されるよう、地域の歴史的風致を伝える拠点としての積極的な活用を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群整備事業

【市域全域】

- 指定文化財等保存修理事業
- 浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存と活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持と創出、歴史的風致における活動への支援、歴史的風致に対する情報発信と回遊性の向上等の取組を事業等により実施する。

第1期計画では、歴史的風致の核となる古墳や歴史的建造物の保存整備、環濠都市区域北部でのまちなみ修景補助制度等を進めた。計画期間内に百舌鳥古墳群の世界遺産登録が追い風となり、本市への来訪者数が増加した。また、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動等の歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等が、本市に対する歴史への誇りの醸成につながった。

第2期計画では、古墳や歴史的建造物に対する保存及び公開活用への取組、百舌鳥古墳群や環濠都市での歴史的建造物を中心としたエリアにふさわしい歴史的なまちなみへの取組、伝統を反映した人々の活動に対する支援等への継続した取組、本市の歴史や文化に対する関心の高まりが一過に終わらないための理解向上、歴史的資源の回遊性の向上に対する取組について、課題が残されている。

これらの課題解決のための基本的な考え方は次のとおりとする。

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値を有する建造物の保存や修理を行うほか、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざす。また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、地域の祭礼行事の担い手、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するほか、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史・文化資源を巡る回遊性の向上を図る。さらには、学校教育の場で堺の歴史文化への学習の取組を継続する。

これらの基本的な考え方にに基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要な新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する方針

古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

歴史的風致の形成にあたって核となる古墳や歴史的建造物については、周辺環境との調和に配慮した保存整備を図るほか、それらの歴史的背景等と合わせて情報発信を行い、利用者に親しまれ、愛されるよう、地域の歴史的風致を伝える拠点としての積極的な活用を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群整備事業

【市域全域】

- 指定文化財等保存修理事業
- 浜寺公園駅旧駅舎及び諏訪ノ森駅旧駅舎保存活用事業

(2) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上

方針②：歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

百舌鳥古墳群周辺の地域について、山のようにそびえる巨大な古墳の持つ圧倒的な存在感を感じ、大王墓と陪塚の関係を垣間見ることができるようなガス気球運行事業や大仙公園の整備により、古墳群を取り巻く周辺環境並びに景観の向上に努める。

また、環濠都市区域についても、町家修景に対する支援や歴史・文化を活かした都市魅力の向上の取組を実施するなどにより、歴史的風致を取り巻く周辺環境の維持向上に取り組む。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- ガス気球運行事業
- 大仙公園整備事業

【環濠都市区域】

- まちなみ再生事業
- 環濠都市堺の再生事業

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

方針③：「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

地域固有の歴史及び伝統を反映した祭礼や行事等の伝統的な活動、並びに地域の人々をはじめ多くの人々の古墳周遊を支える古墳の清掃や、観光ボランティアガイドの維持・拡充、さらには伝統産業に対し、様々な形で支援を行い、永く未来へと継承されるよう事業を促進する。特に伝統産業については市場における活性化等が必要であり、その需要拡大に向け情報発信等と合わせた展開を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組

【環濠都市区域】

- 堺伝匠館での実演・体験イベント

【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- 堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
- 堺市地場産業振興事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業
- 学校教育の場での茶の湯体験

(4) 歴史・文化に対する市民意識や歴史・文化を巡る回遊性の向上に寄与する事項

方針④：歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

本市の歴史的風致の維持向上に寄与する取組として、堺市民並びに市外から訪れる多くの人々に向け、堺固有の歴史・文化資源とこれらが織りなす堺の都市魅力の発信・PRに努

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する方針

歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

百舌鳥古墳群周辺の地域について、山のようにそびえる巨大な古墳の持つ圧倒的な存在感を感じ、大王墓と陪塚の関係を垣間見ることができるようなガス気球運行事業や大仙公園の整備により、古墳群を取り巻く周辺環境並びに景観の向上に努める。

また、環濠都市区域についても、町家修景に対する支援や歴史・文化を活かした都市魅力の向上の取組を実施するなどにより、歴史的風致を取り巻く周辺環境の維持向上に取り組む。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- ガス気球運行事業
- 大仙公園整備事業

【環濠都市区域】

- まちなみ再生事業
- 環濠都市堺の再生事業

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する方針

「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

地域固有の歴史及び伝統を反映した祭礼や行事等の伝統的な活動、並びに地域の人々をはじめ多くの人々の古墳周遊を支える古墳の清掃や、観光ボランティアガイドの維持・拡充、さらには伝統産業に対し、様々な形で支援を行い、永く未来へと継承されるよう事業を促進する。特に伝統産業については市場における活性化等が必要であり、その需要拡大に向け情報発信等と合わせた展開を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組

【環濠都市区域】

- 堺伝匠館での実演・体験イベント

【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- 堺市戦略的産業観光（オープンファクトリー）推進事業
- 堺市地場産業振興事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業
- 学校教育の場での茶の湯体験

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する方針

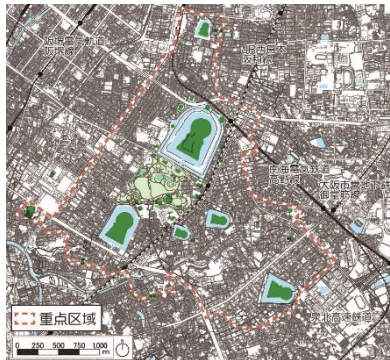

歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

本市の歴史的風致の維持向上に寄与する取組として、堺市民並びに市外から訪れる多くの人々に向け、堺固有の歴史・文化資源とこれらが織りなす堺の都市魅力の発信・PRに努

3. 事業一覧

事業期間は、本計画期間内（令和5年度～令和14年度）の取組として記載している。毎年実施する進捗管理で計画期間や計画内容を確認し、修正があれば変更する。

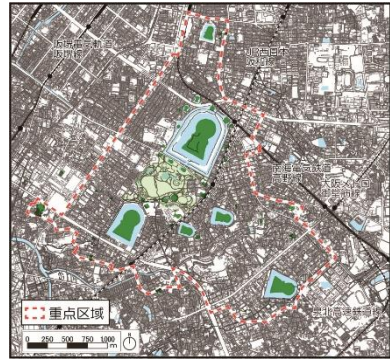

(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と維持・向上

事業名	百舌鳥古墳群整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成24年度～令和14年度
支援事業	国宝・重要文化財等保存整備費補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業)
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	<p>百舌鳥古墳群の適切な保存と公開のため、史跡指定された古墳を対象に整備を実施する。整備は御廟表塚古墳から実施する。</p> <p>また、古墳上の樹木の剪定や伐採を必要に応じて実施することで、墳丘の視認向上を図るほか、濠を有する古墳については水質管理等についても適宜実施する。</p>  <p style="text-align: center;">御廟表塚古墳整備イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群において古墳の整備や樹木伐採や水質改善等の修景を図ることで百舌鳥古墳群の周遊環境が向上し、本市の歴史や文化の保存と活用につながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。


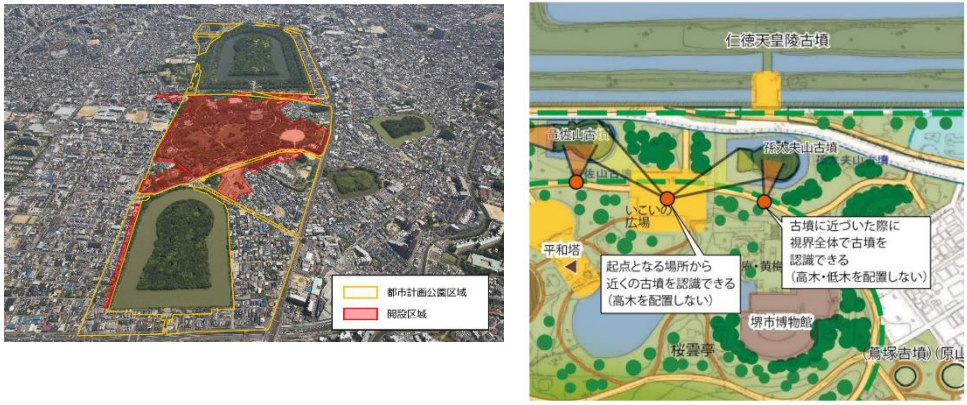
3. 事業一覧

事業期間は、本計画期間内（令和5年度～令和14年度）の取組として記載している。毎年実施する進捗管理で計画期間や計画内容を確認し、修正があれば変更する。

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する事業

事業名	百舌鳥古墳群整備事業
事業主体	堺市
事業期間	平成24年度～令和14年度
支援事業	国宝・重要文化財等保存整備費補助金 (歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業)
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	<p>百舌鳥古墳群の適切な保存と公開のため、史跡指定された古墳を対象に整備を実施する。整備は御廟表塚古墳から実施する。</p> <p>また、古墳上の樹木の剪定や伐採を必要に応じて実施することで、墳丘の視認向上を図るほか、濠を有する古墳については水質管理等についても適宜実施する。</p>  <p style="text-align: center;">御廟表塚古墳整備イメージ</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群において古墳の整備や樹木伐採や水質改善等の修景を図ることで百舌鳥古墳群の周遊環境が向上し、本市の歴史や文化の保存と活用につながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。


(2) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上

事業名	大仙公園整備事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 38 年度～令和 14 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）
事業位置	（百舌鳥古墳群及び周辺区域） 
事業概要	<p>大仙公園は、昭和 38 年 12 月に事業認可を受け、用地買収に着手し、昭和 47 年 3 月に策定した「大仙公園基本計画」に基づき、本市のシンボルパークとして整備を進めてきた。令和元年 7 月に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されたことに伴い、令和 3 年 5 月には、「大仙公園基本計画」の改定を行っており、今後も引き続き、世界遺産の拠点に相応しい公園として整備を進める。</p> <p>「大仙公園基本計画」に基づく植生管理で墳丘等の遺構の保全や墳丘が視認できるような修景を図る。</p> <p>さらに、計画の中期整備に位置付ける百舌鳥駅前地区では、長塚古墳の周辺を含むエリアでの用地取得を実施する。</p>  <p><植栽の考え方イメージ></p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大仙公園における古墳の連続性が感じられる景観の取組が、百舌鳥古墳群の周遊環境の向上につながり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する事業

事業名	大仙公園整備事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 38 年度～令和 14 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市公園・緑地等事業）
事業位置	（百舌鳥古墳群及び周辺区域） 
事業概要	<p>大仙公園は、昭和 38 年 12 月に事業認可を受け、用地買収に着手し、昭和 47 年 3 月に策定した「大仙公園基本計画」に基づき、本市のシンボルパークとして整備を進めてきた。令和元年 7 月に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産登録されたことに伴い、令和 3 年 5 月には、「大仙公園基本計画」の改定を行っており、今後も引き続き、世界遺産の拠点に相応しい公園として整備を進める。</p> <p>「大仙公園基本計画」に基づく植生管理で墳丘等の遺構の保全や墳丘が視認できるような修景を図る。</p> <p>さらに、計画の中期整備に位置付ける百舌鳥駅前地区では、長塚古墳の周辺を含むエリアでの用地取得を実施する。</p>  <p><植栽の考え方イメージ></p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	大仙公園における古墳の連続性が感じられる景観の取組が、百舌鳥古墳群の周遊環境の向上につながり、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。


(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

事業名	百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組
事業主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	<p>古墳を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、地域住民を中心に市民の理解と協力が必要である。そのため、市ではインターネットやパンフレット、ポスターによる情報発信、シンポジウムや講演会を開催し、百舌鳥古墳群や各々の古墳について市民が学び、考える機会を創出する。</p> <p>また、市民ボランティアが中心となって実施する古墳の清掃・美化活動について、ホームページへの掲載等の広報活動を行い、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互の意識醸成を図る。</p>
	 <p>仁徳天皇陵古墳清掃活動風景</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>シンポジウムや講演会の開催、市民ボランティアによる古墳の美化・清掃活動を側面から支援することにより、貴重な歴史・文化資源に対する地域住民あるいは市民の意識醸成を図り、さらに百舌鳥古墳群周遊の良好な環境を育むことにもつながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>



(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する事業





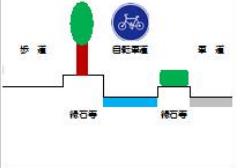
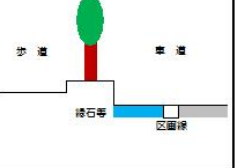





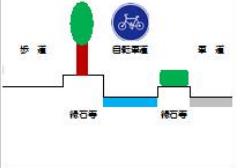
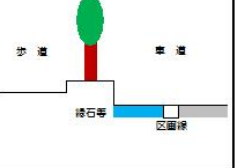





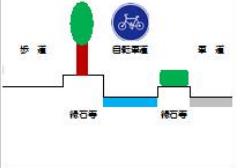
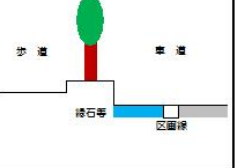

事業名	百舌鳥古墳群に関する情報発信や市民と協働した取組
事業主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	<p>古墳を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、地域住民を中心に市民の理解と協力が必要である。そのため、市ではインターネットやパンフレット、ポスターによる情報発信、シンポジウムや講演会を開催し、百舌鳥古墳群や各々の古墳について市民が学び、考える機会を創出する。</p> <p>また、市民ボランティアが中心となって実施する古墳の清掃・美化活動について、ホームページへの掲載等の広報活動を行い、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互の意識醸成を図る。</p>
	 <p>仁徳天皇陵古墳清掃活動風景</p>
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>シンポジウムや講演会の開催、市民ボランティアによる古墳の美化・清掃活動を側面から支援することにより、貴重な歴史・文化資源に対する地域住民あるいは市民の意識醸成を図り、さらに百舌鳥古墳群周遊の良好な環境を育むことにもつながるため、百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項

事業名	堺市博物館企画展示事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	堺市博物館で本市の歴史の特色を踏まえた常設展示を行う。さらに、常設展示とは異なる切り口で本市の歴史や文化をテーマにした企画展示を開催する。  令和 4 年度の企画展示と展示解説
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まると同時に、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する事業

事業名	堺市博物館企画展示事業
事業主体	堺市
事業期間	昭和 55 年度～令和 14 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	堺市博物館で本市の歴史の特色を踏まえた常設展示を行う。さらに、常設展示とは異なる切り口で本市の歴史や文化をテーマにした企画展示を開催する。  令和 4 年度の企画展示と展示解説
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、歴史の重層性により育まれた本市の歴史や文化を学ぶ機会を創出することで、歴史・文化資源に対する市民意識が深まると同時に、歴史的建造物への探訪を促すことにもつながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	自転車通行環境の整備																
事業主体	堺市																
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度																
支援事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（道路事業）																
事業位置	（市域全域）																
事業概要	<p>歩行者・自転車利用者にとって安全・快適な自転車通行環境の整備を行い、自転車ネットワークを形成する。</p> <p>【整備イメージ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">自転車レーン</th> </tr> <tr> <th>①自転車道</th> <th>②自転車専用通行帯</th> <th>③車道混在（矢羽根）</th> <th>④生活道路（ピクトグラム）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自転車レーン				①自転車道	②自転車専用通行帯	③車道混在（矢羽根）	④生活道路（ピクトグラム）								
自転車レーン																	
①自転車道	②自転車専用通行帯	③車道混在（矢羽根）	④生活道路（ピクトグラム）														
																	
																	
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>自転車ネットワークを形成することで、歴史・文化資源への自転車による回遊性が高まることから、歴史的風致に触れる機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																

事業名	自転車通行環境の整備																	
事業主体	堺市																	
事業期間	平成 21 年度～令和 14 年度																	
支援事業	社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）（道路事業）																	
事業位置	（市域全域）																	
事業概要	<p>歩行者・自転車利用者にとって安全・快適な自転車通行環境の整備を行い、自転車ネットワークを形成する。</p> <p>【整備イメージ】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">整備形態</th> <th rowspan="2">①自転車道</th> <th rowspan="2">②自転車通行帯</th> <th colspan="2">③車道混在</th> </tr> <tr> <th>歩道のある道路</th> <th>歩道のない道路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	整備形態	①自転車道	②自転車通行帯	③車道混在		歩道のある道路	歩道のない道路										
整備形態	①自転車道				②自転車通行帯	③車道混在												
		歩道のある道路	歩道のない道路															
																		
																		
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>自転車ネットワークを形成することで、歴史・文化資源への自転車による回遊性が高まることから、歴史的風致に触れる機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>																	

2. 歴史的風致形成建造物指定候補

(1) 候補一覧

※印は1期計画の指定建造物

番号	名称	写真	年代	所在地	所有者	指定等区分	関連する歴史的風致
1	山口家住宅		江戸時代初期	堺区錦之町東	堺市	重要文化財	4 神輿渡御
	重要文化財指定範囲外の土蔵・奥座敷等を含む建物全域						
2	井上関右衛門家住宅主屋※		江戸時代前期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
3	井上関右衛門家住宅座敷棟※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
4	井上関右衛門家住宅道具蔵※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
5	井上関右衛門家住宅俵倉※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
6	井上関右衛門家住宅附属棟※		昭和11年(1936)	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
7	井上関右衛門家住宅塀※		江戸時代末期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業

2. 歴史的風致形成建造物指定候補

(1) 候補一覧

※印は1期計画の指定建造物

番号	名称	写真	年代	所在地	所有者	指定等区分	関連する歴史的風致
1	山口家住宅		江戸時代	堺区錦之町東	堺市		4 神輿渡御
	重要文化財指定範囲外の土蔵・奥座敷等を含む建物が対象						
2	井上関右衛門家住宅主屋※		江戸時代前期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
3	井上関右衛門家住宅座敷棟※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
4	井上関右衛門家住宅道具蔵※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
5	井上関右衛門家住宅俵倉※		江戸時代後期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
6	井上関右衛門家住宅附属棟※		昭和11年(1936)	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業
7	井上関右衛門家住宅塀※		江戸時代末期	堺区北旅籠町西	堺市	市指定有形文化財	3 環濠都市における伝統産業

参考資料 計画案 204 頁 変更前

(6) 考古資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	大阪府陶邑窯跡群出土品	2585	古墳～平安	堺市	堺市博物館	平成 17 年 6 月 9 日
重要文化財	大阪府大野寺跡(土塔)出土品	1082	奈良	堺市	堺市博物館	平成 28 年 8 月 17 日
府指定有形文化財	陶邑窯跡群 (TG231・232 号窯) 出土品	一括	古墳	大阪府	大阪府教育庁文化財調査事務所・堺市博物館	令和 4 年 3 月 15 日
市指定有形文化財	衝角付冑型埴輪	1	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 13 年 12 月 20 日
市指定有形文化財	陶器千塚 29 号墳出土遺物	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	黒姫山古墳出土甲冑類	一括	古墳	堺市	堺市立みはら歴史博物館	平成 20 年 7 月 17 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡出土 銭鑄造資料	150	室町～安土桃山	堺市	堺市文化財課分室	平成 30 年 2 月 16 日
市指定有形文化財	日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室	令和 2 年 3 月 19 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡大坂夏の陣被災遺構出土一括資料 (SKT39 地点出土品)	一括	安土桃山～江戸	堺市	堺市文化財課分室	令和 4 年 2 月 25 日

(7) 歴史資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定有形文化財	仁徳天皇大仙陵石郭之中刳出シ甲冑之図	1	明治 5 年 (1872)	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	元禄菱垣廻船模型	1	江戸 元禄 5 年 (1692)	堺市	堺市博物館	平成 18 年 4 月 20 日
市指定有形文化財	擁護壘 (安政地震記念碑)	1	江戸	堺市	堺市 (建設局公園緑地部 大浜公園事務所管理)	平成 27 年 3 月 13 日
市指定有形文化財	放鳥銃定限記碑 附 柳原吉兵衛による石碑 顕彰資料	1	江戸	堺市	堺区鉄砲町 堺市博物館	平成 29 年 2 月 6 日

(8) 無形の民俗文化財

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国選択※／府指定無形民俗文化財	上神谷のこおどり	-	-	堺こおどり保存会	南区鉢ヶ峯寺	平成 5 年 11 月 24 日 (府指定) 昭和 47 年 8 月 5 日 (国選択)
府指定無形民俗文化財	堺の手織緞通	-	-	堺式手織緞通技術保存協会	中区東山	平成 18 年 1 月 20 日
市指定無形民俗文化財	石津太神社の やっさいほっさい	-	-	宗教法人 石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 25 年 11 月 20 日

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)

参考資料 計画案 205 頁 変更後

(6) 考古資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	大阪府陶邑窯跡群出土品	2585	古墳～平安	堺市	堺市博物館	平成 17 年 6 月 9 日
重要文化財	大阪府大野寺跡(土塔)出土品	1082	奈良	堺市	堺市博物館	平成 28 年 8 月 17 日
府指定有形文化財	陶邑窯跡群 (TG231・232 号窯) 出土品	一括	古墳	大阪府	大阪府教育庁文化財調査事務所・堺市博物館	令和 4 年 3 月 15 日
市指定有形文化財	衝角付冑型埴輪	1	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 13 年 12 月 20 日
市指定有形文化財	陶器千塚 29 号墳出土遺物	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室(堺市博物館貸出中)	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	黒姫山古墳出土甲冑類	一括	古墳	堺市	堺市立みはら歴史博物館	平成 20 年 7 月 17 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡出土 銭鑄造資料	150	室町～安土桃山	堺市	堺市文化財課分室	平成 30 年 2 月 16 日
市指定有形文化財	日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室	令和 2 年 3 月 19 日
市指定有形文化財	堺環濠都市遺跡大坂夏の陣被災遺構出土一括資料 (SKT39 地点出土品)	一括	安土桃山～江戸	堺市	堺市文化財課分室	令和 4 年 2 月 25 日

(7) 歴史資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定有形文化財	仁徳天皇大仙陵石郭之中刳出シ甲冑之図	1	明治 5 年 (1872)	個人	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成 16 年 6 月 24 日
市指定有形文化財	元禄菱垣廻船模型	1	江戸 元禄 5 年 (1692)	堺市	堺市博物館	平成 18 年 4 月 20 日
市指定有形文化財	擁護壘 (安政地震記念碑)	1	江戸	堺市	堺市 (建設局公園緑地部 大浜公園事務所管理)	平成 27 年 3 月 13 日
市指定有形文化財	放鳥銃定限記碑 附 柳原吉兵衛による石碑 顕彰資料	1	江戸	堺市	堺区鉄砲町 堺市博物館	平成 29 年 2 月 6 日

(8) 無形の民俗文化財

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国選択※／府指定無形民俗文化財	上神谷のこおどり	-	-	堺こおどり保存会	南区鉢ヶ峯寺	平成 5 年 11 月 24 日 (府指定) 昭和 47 年 8 月 5 日 (国選択)
府指定無形民俗文化財	堺の手織緞通	-	-	堺式手織緞通技術保存協会	中区東山	平成 18 年 1 月 20 日
市指定無形民俗文化財	石津太神社の やっさいほっさい	-	-	宗教法人 石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 25 年 11 月 20 日
市指定無形民俗文化財	住吉大社宿院頓宮の祓神事 (荒和大祓神事)	■	■	宗教法人 住吉大社	堺区宿院町東	令和 4 年 12 月 16 日

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)

参考資料 計画案 206 頁 変更前						
府指定史跡	堺県庁跡	-	明治4年(1871)～ 明治14年(1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和45年2月20日
市指定史跡	竜佐山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区大仙中町	平成28年4月11日
市指定史跡	永山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区東永山園	平成28年4月11日
市指定史跡	孫太夫山古墳前方部および周濠	1	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	平成29年2月6日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(10) 名勝

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
名勝	南宗寺庭園	-	江戸	南宗寺	堺区南旅籠町東	昭和58年3月29日
府指定名勝	祥雲寺庭園	-	江戸	祥雲寺	堺区大町東	昭和46年3月31日
市指定名勝	片桐棲龍堂庭園 座敷庭(大仙栽) 坪庭	2	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成22年7月15日
市指定名勝	妙國寺庭園	1	安土桃山～	妙國寺	堺区材木町東	平成24年4月26日

(11) 天然記念物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
天然記念物	妙国寺のソテツ	1	-	妙國寺	堺区材木町東	大正13年12月9日
府指定天然記念物	踞尾のそてつ	1	-	個人	西区津久野町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥のくす	1	-	個人	北区中百舌鳥町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥八幡宮のくす	1	-	百舌鳥八幡宮	北区百舌鳥赤畑町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	方違神社のくろがねもち	1	-	堺市	堺区北三国ヶ丘町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のくろがねもち	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のかや	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	美多弥神社のしりぶかがし社叢	1	-	美多彌神社	南区鴨谷台	昭和48年3月30日

参考資料 計画案 207 頁 変更後						
府指定史跡	堺県庁跡	-	明治4年(1871)～ 明治14年(1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和45年2月20日
市指定史跡	竜佐山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区大仙中町	平成28年4月11日
市指定史跡	永山古墳周濠	1	古墳	堺市	堺区東永山園	平成28年4月11日
市指定史跡	孫太夫山古墳前方部および周濠	1	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	平成29年2月6日
市指定史跡	北村古壘(陶器城跡)	1	室町～江戸	個人	中区陶器北	令和4年12月16日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」(昭和24年大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定

(10) 名勝

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
名勝	南宗寺庭園	-	江戸	南宗寺	堺区南旅籠町東	昭和58年3月29日
府指定名勝	祥雲寺庭園	-	江戸	祥雲寺	堺区大町東	昭和46年3月31日
市指定名勝	片桐棲龍堂庭園 座敷庭(大仙栽) 坪庭	2	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成22年7月15日
市指定名勝	妙國寺庭園	1	安土桃山～	妙國寺	堺区材木町東	平成24年4月26日

(11) 天然記念物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
天然記念物	妙国寺のソテツ	1	-	妙國寺	堺区材木町東	大正13年12月9日
府指定天然記念物	踞尾のそてつ	1	-	個人	西区津久野町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥のくす	1	-	個人	北区中百舌鳥町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	百舌鳥八幡宮のくす	1	-	百舌鳥八幡宮	北区百舌鳥赤畑町	昭和45年2月20日
府指定天然記念物	方違神社のくろがねもち	1	-	堺市	堺区北三国ヶ丘町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のくろがねもち	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	藤井邸のかや	1	-	個人	西区津久野町	昭和48年3月30日
府指定天然記念物	美多弥神社のしりぶかがし社叢	1	-	美多彌神社	南区鴨谷台	昭和48年3月30日